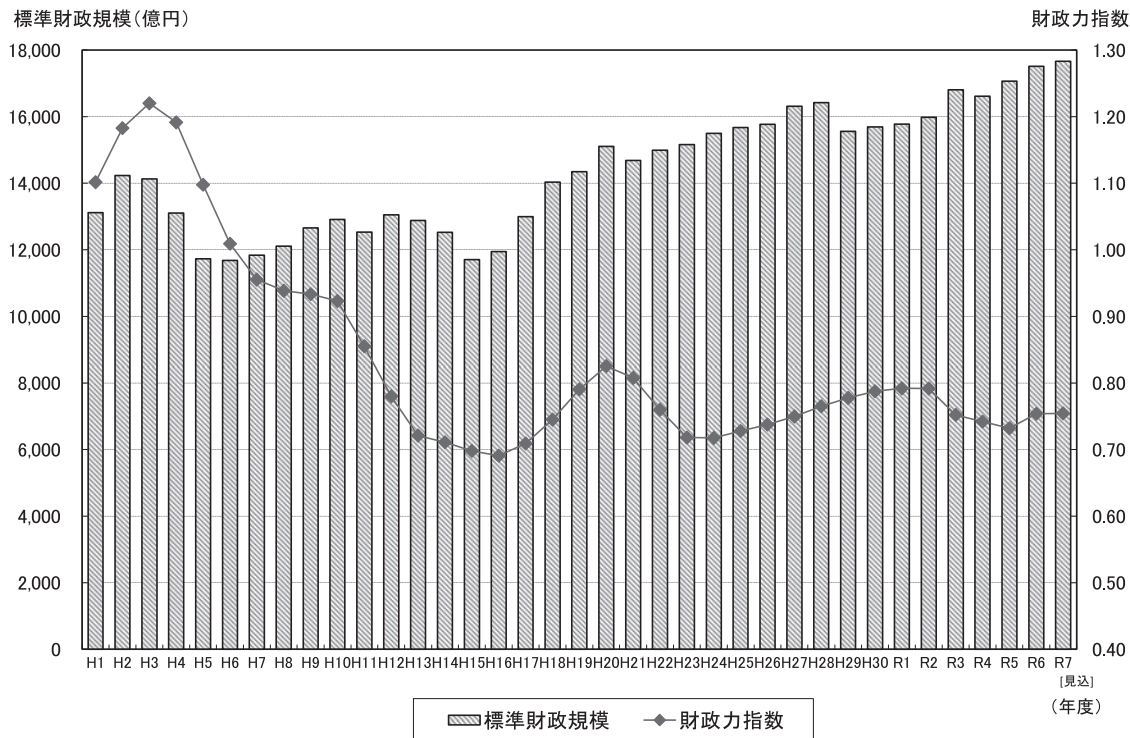


6. 財政力指数と標準財政規模



6. 財政力指数と標準財政規模

年 度	財政力指数	標準財政規模（億円）
H1	1.10168	13,119
H5	1.09763	11,732
H10	0.92320	12,907
H15	0.69793	11,703
H20	0.82541	15,105
H21	0.80766	14,681
H22	0.75983	14,993
H23	0.71815	15,161
H24	0.71737	15,496
H25	0.72787	15,674
H26	0.73756	15,772
H27	0.74979	16,313
H28	0.76505	16,420
H29	0.77760	15,558
H30	0.78763	15,695
R1	0.79205	15,776
R2	0.79157	15,980
R3	0.75219	16,809
R4	0.74187	16,614
R5	0.73179	17,071
R6	0.75388	17,513
R7	0.75443	17,669

（注1）財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

（注2）標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入とされるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、下記の計算式によって算定されたものである。

（注3）H20以降、標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含む。

（注4）財政力指数のピークはH3で、1.22004。

【R7】標準財政規模計算式

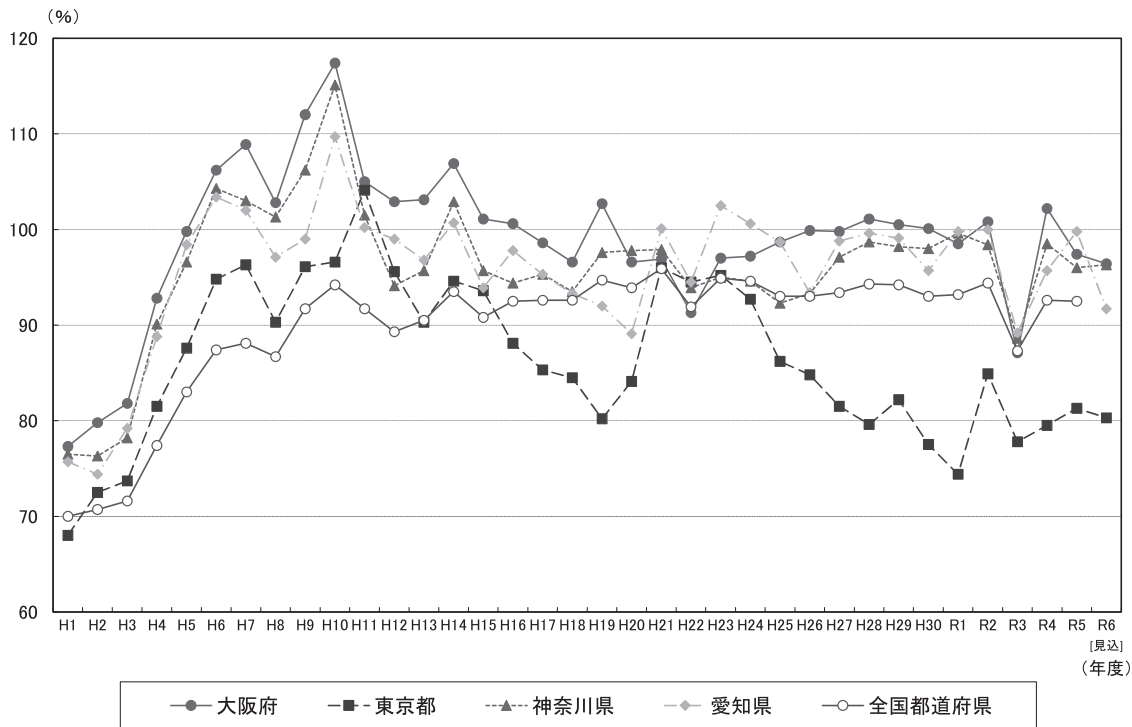
（基準財政収入額－A＋B－C）×100／75－B＋C＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

A：所得割（三位一体改革による税源移譲分）×0.25＋所得割（県費負担教職員の給与負担事務の権限移譲に伴う税源移譲に係る減額分）×0.25＋地方消費税（引上げ分）×0.25

B：分離課税所得割交付金

C：地方譲与税（特別法人事業譲与税を除く）＋交通安全対策特別交付金

7. 経常収支比率の推移（普通会計）



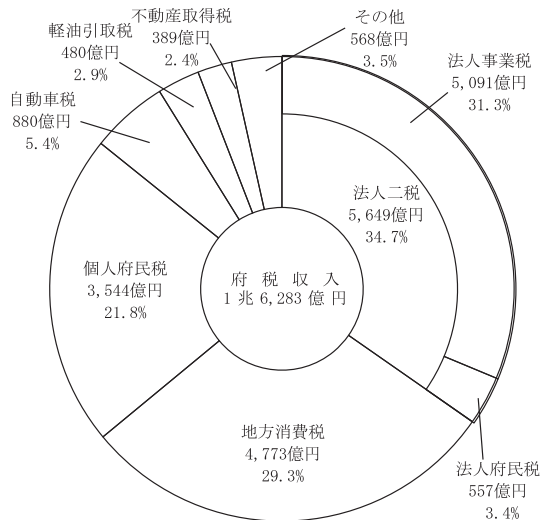
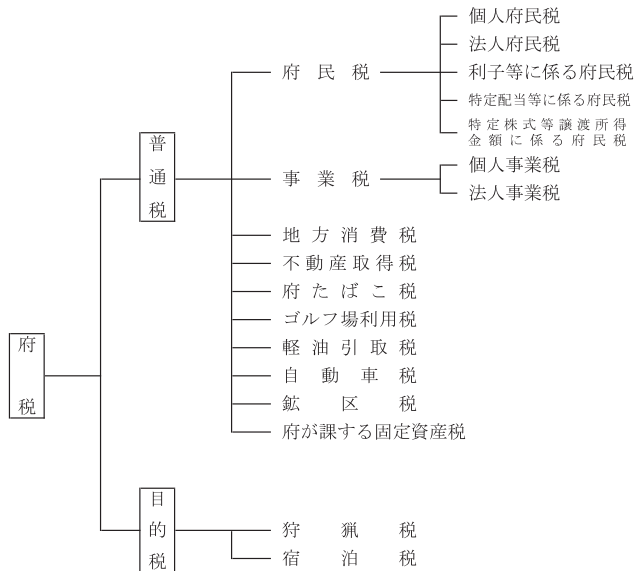
7. 経常収支比率の推移（普通会計）

都道府県 年 度	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	全都道府県	大阪府 全国順位
H1	77.3	68.0	76.5	75.7	70.0	46
H5	99.8	87.6	96.6	98.4	83.0	47
H10	117.4	96.6	115.1	109.7	94.2	47
H15	101.1	93.6	95.7	93.9	90.8	47
H20	96.6	84.1	97.8	89.1	93.9	28
H21	96.9	96.0	97.9	100.1	95.9	36
H22	91.3	94.5	93.9	94.5	91.9	26
H23	97.0	95.2	95.0	102.5	94.9	43
H24	97.2	92.7	94.6	100.6	94.6	44
H25	98.7	86.2	92.3	98.7	93.0	46
H26	99.9	84.8	93.3	93.4	93.0	47
H27	99.8	81.5	97.1	98.8	93.4	47
H28	101.1	79.6	98.7	99.6	94.3	47
H29	100.5	82.2	98.2	99.1	94.2	47
H30	100.1	77.5	98.0	95.7	93.0	47
R1	98.5	74.4	99.6	99.8	93.2	43
R2	100.8	84.9	98.4	100.0	94.4	47
R3	87.1	77.8	88.6	89.2	87.3	17
R4	102.2	79.5	98.5	95.7	92.6	47
R5	97.4	81.3	96.0	99.8	92.5	45
(見込) R6	96.4	80.3	96.3	91.7	—	—

(注) 経常収支比率 … 府税、地方譲与税などの経常的な一般財源が、人件費や公債費や扶助費などの経常的経費に充当される割合。

8. 府 税 収 入 の 状 況

(1) 府税の種類と税目別の収入金額（令和7年度当初予算）



(2) 府税収入の推移①

(単位: 億円)

区分 年度	計		《参考》計 (清算前)		うち 個人 府 民 税			うち 地方 消 費 税			《参考》うち地方消費税 (清算前)		うち 法 人 二 税		
		増 減 率		増 減 率		増 減 率	構 成 比		増 減 率	構 成 比		増 減 率		増 減 率	構 成 比
		%		%		%	%		%	%		%		%	%
H1	14,075	9.4	14,075	9.4	1,825	△ 5.9	13.0	—	—	—	—	—	8,352	10.8	59.3
H5	11,369	△ 10.9	11,369	△ 10.9	2,190	△ 3.2	19.3	—	—	—	—	—	5,152	△ 19.0	45.3
H10	11,523	0.0	11,870	0.5	1,806	△ 13.4	15.7	2,055	284.8	17.8	2,403	191.9	4,322	△ 18.1	37.5
H15	9,909	△ 1.6	10,752	△ 0.7	1,521	△ 5.4	15.3	1,814	△ 7.6	18.3	2,657	△ 2.3	3,802	7.0	38.4
H20	12,813	△ 4.6	13,567	△ 4.9	3,303	1.2	24.3	1,803	△ 3.5	18.8	2,557	△ 5.4	5,235	△ 7.6	38.6
H21	10,270	△ 19.8	10,946	△ 19.3	3,256	△ 1.4	29.7	1,745	△ 3.2	22.1	2,421	△ 5.3	2,944	△ 43.8	26.9
H22	9,860	△ 4.0	10,657	△ 2.6	3,039	△ 6.7	28.5	1,954	12.0	25.8	2,752	13.7	2,629	△ 10.7	24.7
H23	9,702	△ 1.6	10,427	△ 2.2	2,979	△ 1.9	28.6	1,883	△ 3.6	25.0	2,608	△ 5.2	2,687	2.2	25.8
H24	9,936	2.4	10,696	2.6	3,101	4.1	29.0	1,893	0.5	24.8	2,652	1.7	2,780	3.5	26.0
H25	10,442	5.1	11,171	4.4	3,352	8.1	32.1	1,983	4.8	19.0	2,712	2.3	3,049	9.7	29.2
H26	11,003	5.4	12,021	7.6	3,410	1.7	31.0	2,328	17.4	21.2	3,346	23.4	3,292	7.9	29.9
H27	12,840	16.7	14,276	18.8	3,470	1.8	27.0	3,639	56.3	28.3	5,074	51.6	3,689	12.1	28.7
H28	12,992	1.2	14,159	△ 0.8	3,371	△ 2.9	25.9	3,502	△ 3.8	27.0	4,669	△ 8.0	4,080	10.6	31.4
H29	13,289	2.3	14,999	5.9	3,539	5.0	26.6	3,400	△ 2.9	25.6	5,109	9.4	4,285	5.0	32.2
H30	12,778	△ 3.8	14,570	△ 2.9	2,966	△ 16.2	23.2	3,326	△ 2.2	26.0	5,117	0.2	4,419	3.1	34.6
R1	13,039	2.0	14,599	0.2	2,950	△ 0.5	22.6	3,301	△ 0.8	25.3	4,860	△ 5.0	4,702	6.4	36.1
R2	12,813	△ 1.7	14,765	1.1	3,039	3.0	23.7	3,750	13.6	29.3	5,702	17.3	4,103	△ 12.7	32.0
R3	13,960	9.0	16,031	8.6	3,135	3.2	22.4	4,277	14.1	30.6	6,348	11.3	4,565	11.3	32.7
R4	14,521	4.0	16,531	3.1	3,112	△ 0.7	21.4	4,375	2.3	30.1	6,384	0.6	4,946	8.4	34.1
R5	14,812	2.0	16,918	2.3	3,269	5.0	22.1	4,383	0.2	29.6	6,489	1.6	5,088	2.9	34.4
(決算見込) R6	15,885	7.2	18,192	7.5	3,370	3.1	21.2	4,836	10.3	30.4	7,144	10.1	5,562	9.3	35.0
(当期予算) R7	16,283	2.5	18,620	2.4	3,544	5.2	21.8	4,773	△ 1.3	29.3	7,110	△ 0.5	5,649	1.6	34.7

(注1) H29以前の計及び地方消費税の額は、地方消費税清算特別会計の設置 (H30.4) に伴い、清算後の数値に調整して記載。

なお、《参考》計 (清算前) 及び《参考》うち地方消費税 (清算前) の数値は、清算前の数値を記載。

(注2) 計及び地方消費税には一般会計における数値を記載。

(2) 府税収入の推移②

(単位: 億円)

区分 年度	計		《参考》計 (清算前)		うち 自動車税			うち その他の税			府税実質収入		地方消費税関連実質収入		《参考》特別法人事業譲与税	
	増減率		増減率		増減率	構成比		増減率	構成比		増減率		増減率		増減率	
	%		%		%	%		%	%		%		%		%	
H1	14,075	9.4	14,075	9.4	678	2.1	4.8	3,221	18.3	22.9	13,320	10.0	-	-	-	-
H5	11,369	△ 10.9	11,369	△ 10.9	822	3.4	7.2	3,205	△ 4.0	28.2	10,603	△ 11.0	-	-	-	-
H10	11,523	0.0	11,870	0.5	957	1.4	8.3	2,382	△ 11.3	20.7	9,577	△ 8.8	1,044	244.9	-	-
H15	9,909	△ 1.6	10,752	△ 0.7	916	△ 2.7	9.2	1,856	△ 7.2	18.7	8,333	△ 1.5	887	△ 21.4	-	-
H20	12,813	△ 4.6	13,567	△ 4.9	859	△ 2.3	6.3	1,614	△ 7.6	11.9	11,096	△ 4.3	909	△ 0.5	-	-
H21	10,270	△ 19.8	10,946	△ 19.3	846	△ 1.5	7.7	1,479	△ 8.4	13.5	8,925	△ 19.6	802	△ 11.8	464	-
H22	9,860	△ 4.0	10,657	△ 2.6	825	△ 2.5	7.7	1,413	△ 4.4	13.3	9,376	5.1	1,012	26.2	1,026	121.1
H23	9,702	△ 1.6	10,427	△ 2.2	815	△ 1.2	7.8	1,338	△ 5.3	12.8	9,375	△ 0.0	943	△ 6.8	1,130	10.1
H24	9,936	2.4	10,696	2.6	807	△ 1.0	7.5	1,356	1.3	12.7	9,575	2.1	951	0.8	1,170	3.5
H25	10,442	5.1	11,171	4.4	801	△ 0.7	7.7	1,257	△ 7.3	12.0	10,245	7.0	1,049	10.3	1,414	20.9
H26	11,003	5.4	12,021	7.6	794	△ 0.9	7.2	1,180	△ 6.1	10.7	10,954	6.9	1,196	14.1	1,707	20.7
H27	12,840	16.7	14,276	18.8	781	△ 1.6	6.1	1,261	6.9	9.8	11,858	8.3	1,779	48.7	1,542	△ 9.7
H28	12,992	1.2	14,159	△ 0.8	776	△ 0.7	6.0	1,263	0.2	9.7	12,045	1.6	1,831	3.0	1,298	△ 15.8
H29	13,289	2.3	14,999	5.9	778	0.3	5.9	1,287	1.9	9.7	11,667	△ 3.1	1,708	△ 6.7	1,348	3.9
H30	12,778	△ 3.8	14,570	△ 2.9	785	0.9	6.1	1,283	△ 0.3	10.0	11,890	1.9	1,672	△ 2.1	1,524	13.1
R1	13,039	2.0	14,599	0.2	811	3.4	6.2	1,275	△ 0.6	9.8	12,359	3.9	1,723	3.1	1,492	△ 2.1
R2	12,813	△ 1.7	14,765	1.1	839	3.5	6.5	1,082	△ 15.1	8.5	11,347	△ 8.2	1,829	6.2	1,258	△ 15.7
R3	13,960	9.0	16,031	8.6	837	△ 0.2	6.0	1,146	5.9	8.3	12,285	8.3	2,186	19.5	1,410	12.1
R4	14,521	4.0	16,531	3.1	868	3.7	6.0	1,220	6.5	8.4	13,052	6.3	2,187	0.1	1,660	17.7
R5	14,812	2.0	16,918	2.3	872	0.5	5.9	1,201	△ 1.6	8.0	13,246	1.5	2,209	1.0	1,667	0.4
(清算見込) R6	15,885	7.2	18,192	7.5	878	0.7	5.5	1,239	3.2	7.8	14,281	7.8	2,550	15.5	1,906	14.4
(当初予算) R7	16,283	2.5	18,620	2.4	880	0.2	5.4	1,438	16.1	8.8	14,290	0.1	2,277	△ 10.7	1,790	△ 6.1

(注1) 実質収入とは、(府税+譲与税+精算金収入) - (税関連の交付金+精算金支出+還付金等) である。

(注2) H29以前の計の額は、地方消費税清算特別会計の設置 (H30. 4) に伴い、清算後の数値に調整して記載。なお、《参考》計 (清算前) の数値は、清算前の数値を記載。

(注3) 地方消費税関連実質収入とは、地方消費税 - (地方消費税交付金+徴収取扱費) である。

(注4) 特別法人事業譲与税とは、R1税制改正により、従来の法人事業税 (地方税) の一部を特別法人事業税 (国税) として徴収し、各都道府県に人口を基準として再配分するもの。

過去との比較のため、参考として掲載 (R1以前については地方法人特別譲与税の数値を記載)。

(注5) その他の税のピークはH2の4,042億円。

(3) 主要都府県の税収等の推移(決算)①

(単位:億円)

区分 年度	大 阪 府			東 京 都			神 奈 川 県			愛 知 県			全 道 府 県		
	法人二税	<参考> 特別法人 事業譲与税		法人二税	<参考> 特別法人 事業譲与税		法人二税	<参考> 特別法人 事業譲与税		法人二税	<参考> 特別法人 事業譲与税		法人二税	<参考> 特別法人 事業譲与税	
H1	14,075	8,352	-	30,463	18,468	-	10,220	5,221	-	10,622	5,884	-	147,541	74,834	-
H5	11,369	5,152	-	23,191	11,160	-	9,210	3,224	-	9,552	4,128	-	138,779	53,301	-
H10	11,870	4,322	-	27,803	11,253	-	9,353	2,835	-	10,877	4,021	-	153,195	50,689	-
H15	10,752	3,802	-	26,078	10,726	-	8,592	2,628	-	10,197	4,205	-	136,931	44,083	-
H20	13,567	5,235	-	35,063	16,222	-	12,441	3,743	-	13,339	5,543	-	179,280	62,661	-
H21	10,946	2,944	464	28,003	8,776	791	10,365	2,032	402	9,608	2,074	387	146,545	33,879	6,405
H22	10,657	2,629	1,026	27,038	7,605	1,748	9,744	1,809	890	9,158	2,074	856	140,262	30,109	14,159
H23	10,427	2,687	1,130	26,136	7,421	1,991	9,848	1,907	991	8,938	2,031	933	137,940	30,259	15,427
H24	10,696	2,780	1,170	26,747	7,991	2,822	9,975	1,979	1,030	9,255	2,217	967	141,456	31,857	16,709
H25	11,171	3,049	1,414	28,770	9,271	3,014	10,439	2,150	1,245	9,989	2,467	1,169	147,739	35,142	19,803
H26	12,021	3,292	1,707	30,483	9,978	3,619	11,122	2,344	1,502	11,185	3,724	1,411	156,835	39,793	23,879
H27	14,276	3,689	1,542	38,569	11,368	2,689	12,467	2,591	1,366	12,497	3,655	1,281	180,222	43,530	21,027
H28	14,159	4,080	1,298	39,046	12,671	2,327	12,372	2,830	1,172	12,663	4,007	1,094	181,140	48,168	17,776
H29	14,999	4,285	1,348	39,255	12,327	2,423	12,723	2,974	1,219	11,923	3,326	1,138	183,967	47,538	18,452
H30	14,570	4,419	1,524	40,883	13,433	2,740	11,528	3,078	1,378	12,275	4,024	1,287	183,280	50,780	20,865
R1	14,599	4,702	1,492	42,222	14,650	2,682	11,176	2,991	1,349	12,006	3,864	1,260	183,437	52,063	20,427
R2	14,765	4,103	1,258	42,398	12,621	441	11,639	2,788	1,299	11,553	3,396	1,065	183,687	46,303	16,606
R3	16,031	4,565	1,410	48,079	14,911	502	12,101	2,884	1,463	11,983	3,580	1,198	198,868	52,545	18,535
R4	16,531	4,946	1,660	49,333	16,404	603	13,243	3,298	1,735	12,949	4,383	1,417	207,352	57,655	21,659
R5	16,918	5,088	1,667	49,528	16,990	605	13,612	3,494	1,742	13,245	4,314	1,422	209,063	58,680	21,744
(決算見込)															
R6	18,192	5,562	1,906	54,913	18,248	692	14,286	3,763	1,992	14,968	5,741	1,627	223,187	64,841	24,870

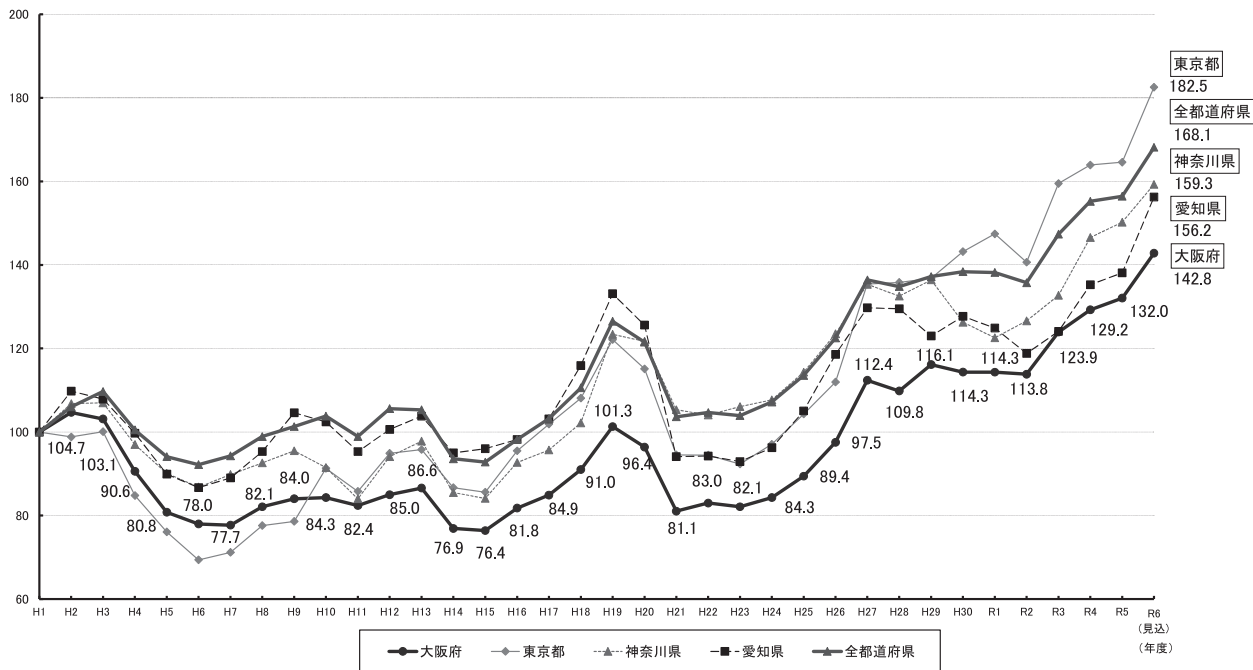
(注1) R6の他都県及び全道府県の税収及び法人二税の額は地方行財政調査会資料、特別法人事業譲与税の額は特別法人事業譲与税譲与額一覧による。

(注2) R1以前の特別法人事業譲与税の額は、地方法人特別譲与税の額を記載。

(注3) 地方消費税は清算前の国から払い込まれた額としている。

(注4) 愛知県の法人二税のピークはH2の6,368億円。

主要都府県の税収等の推移（決算）②（税収総額+特別法人事業譲与税）（平成元年度の税収を基準＝100）



(注1) H19に3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲。

(注2) H26.4月より地方消費税の税率が1%から1.7%へ引上げ。

(注3) H26.10月より地方法人税が創設、法人府民税の一部が国税化。

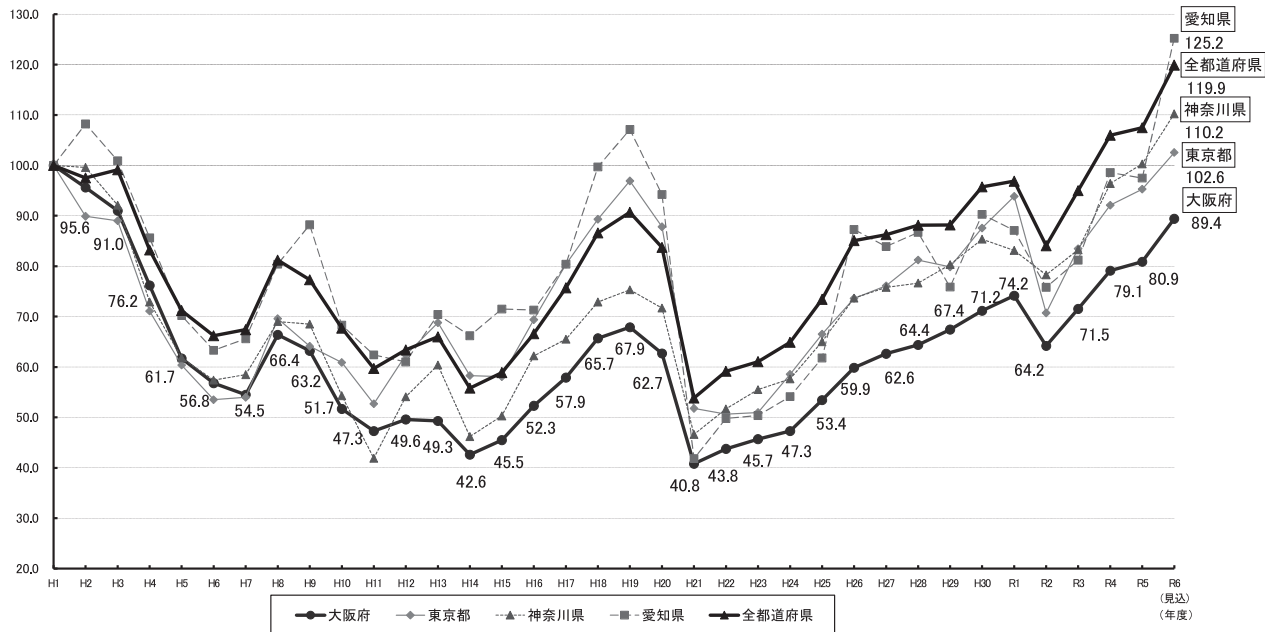
(注4) H30より府費負担教職員制度見直しによる政令市へ個人府民税2%の税源移譲。

(注5) R1.10月より地方消費税の税率が1.7%から2.2%へ引上げ。

(注6) R1.10月より地方法人税率引き上げ、法人府民税率引き下げ。

(注7) R1以前の特別法人事業譲与税には地方法人特別譲与税の額を記載。

主要都府県の税金等の推移（決算）③〔法人二税+特別法人事業譲与税〕（平成元年度の税金を基準＝100）



(4) 令和7年度における主な税制改正の概要（道府県税分）

1 個人住民税の諸控除の見直し

令和8年度分以後の個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、次の措置を講ずる。

- (1) 給与所得控除の最低保障額について、現行の55万円から65万円に引き上げる。
- (2) 特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みの導入に伴い、大学生年代の子等に関する「特定親族特別控除」を創設する。
- (3) 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の48万円から58万円に引き上げる。

2 企業版ふるさと納税の延長

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果（法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割）を維持した上、適用期限を3年延長する。（令和10年3月31日まで）

3 不動産取得税の特例措置の延長

災害ハザードエリアからの移転によって取得した住宅・施設又はその用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長する。（令和9年3月31日まで）

4 自動車税環境性能割の特例措置の延長

歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長する。（令和9年3月31日まで）

5 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを行う。（令和8年4月及び同年10月実施）

6 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することを可能とする。（法人に対しては令和9年4月1日以後、個人に対しては令和10年4月1日以後に送達するものから適用）

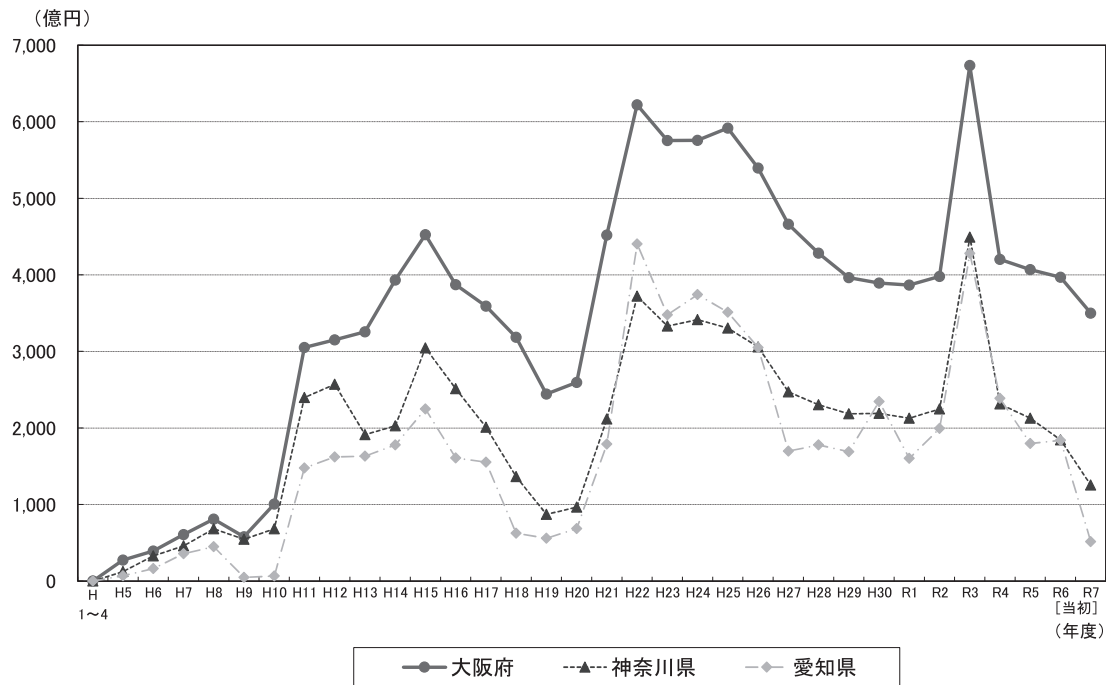
(5) 超過課税の状況①〔法人事業税〕・〔法人府民税法人税割〕

		法人事業税（昭和 50 年 11 月～）					法人府民税法人税割（昭和 51 年 11 月～）																																																																																																																			
趣旨	道路網などの都市基盤整備や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため																																																																																																																									
適用期限	令和 8 年 10 月 31 日までに終了する事業年度																																																																																																																									
対象	資本金 1 億円超又は年収入 4 億円超、年所得 5 千万円超の法人							資本金 1 億円超又は法人税額年 2 千万円超の法人																																																																																																																		
税率	特別法人事業税導入前の標準税率(本則)の 5%相当の率を同税導入後の標準税率に上乗せ							標準税率に 1%上乗せ																																																																																																																		
<table><tr><th colspan="4">区分</th><th colspan="2">R4. 4. 1～</th></tr><tr><th colspan="4"></th><th>標準税率</th><th>超過税率</th></tr><tr><td rowspan="4">普通法人 (※ 1)</td><td rowspan="3">資本金 1 億円超 (外形対象法人)</td><td colspan="2">所得割</td><td>1. 0%</td><td>1. 18%</td></tr><tr><td colspan="2">付加価値割</td><td>1. 2%</td><td>1. 26%</td></tr><tr><td colspan="2">資本割</td><td>0. 5%</td><td>0. 525%</td></tr><tr><td rowspan="3">上記以外</td><td rowspan="3">所得割</td><td>400 万円以下</td><td>3. 5%</td><td>3. 75%</td></tr><tr><td>400 万円超 800 万円以下</td><td>5. 3%</td><td>5. 665%</td></tr><tr><td>800 万円超</td><td>7. 0%</td><td>7. 48%</td></tr><tr><td colspan="2">特別法人</td><td>所得割</td><td>400 万円以下</td><td>3. 5%</td><td>3. 75%</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td>400 万円超</td><td>4. 9%</td><td>5. 23%</td></tr><tr><td rowspan="8">収入金課税法人</td><td rowspan="5">事業特定・発電・小売・供給・給電・給熱・給湯・給冷・給排水・給気・給油</td><td rowspan="3">資本金 1 億円超 (外形対象法人)</td><td>収入割</td><td>収入金額</td><td>0. 75%</td><td>0. 8025%</td></tr><tr><td colspan="2">付加価値割</td><td>0. 37%</td><td>0. 3885%</td></tr><tr><td colspan="2">資本割</td><td>0. 15%</td><td>0. 1575%</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>収入割</td><td>収入金額</td><td>0. 75%</td><td>0. 8025%</td></tr><tr><td colspan="2">所得割</td><td>1. 85%</td><td>1. 9425%</td></tr><tr><td rowspan="3">電気供給業（※ 2）・導管ガス供給業・保険業・貿易保険業</td><td>収入割</td><td>収入金額</td><td>1. 0%</td><td>1. 065%</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">特定ガス供給業</td><td>収入割</td><td>収入金額</td><td>0. 48%</td><td>0. 5190%</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">付加価値割</td><td>0. 77%</td><td>0. 8085%</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">資本割</td><td>0. 32%</td><td>0. 3360%</td></tr></table>												区分				R4. 4. 1～						標準税率	超過税率	普通法人 (※ 1)	資本金 1 億円超 (外形対象法人)	所得割		1. 0%	1. 18%	付加価値割		1. 2%	1. 26%	資本割		0. 5%	0. 525%	上記以外	所得割	400 万円以下	3. 5%	3. 75%	400 万円超 800 万円以下	5. 3%	5. 665%	800 万円超	7. 0%	7. 48%	特別法人		所得割	400 万円以下	3. 5%	3. 75%				400 万円超	4. 9%	5. 23%	収入金課税法人	事業特定・発電・小売・供給・給電・給熱・給湯・給冷・給排水・給気・給油	資本金 1 億円超 (外形対象法人)	収入割	収入金額	0. 75%	0. 8025%	付加価値割		0. 37%	0. 3885%	資本割		0. 15%	0. 1575%	上記以外	収入割	収入金額	0. 75%	0. 8025%	所得割		1. 85%	1. 9425%	電気供給業（※ 2）・導管ガス供給業・保険業・貿易保険業	収入割	収入金額	1. 0%	1. 065%							特定ガス供給業		収入割	収入金額	0. 48%	0. 5190%			付加価値割		0. 77%	0. 8085%			資本割		0. 32%	0. 3360%	<table><tr><th>標準税率</th><th>超過税率</th></tr><tr><td>1. 0%</td><td>2. 0%</td></tr></table>					標準税率	超過税率	1. 0%	2. 0%
区分				R4. 4. 1～																																																																																																																						
				標準税率	超過税率																																																																																																																					
普通法人 (※ 1)	資本金 1 億円超 (外形対象法人)	所得割		1. 0%	1. 18%																																																																																																																					
		付加価値割		1. 2%	1. 26%																																																																																																																					
		資本割		0. 5%	0. 525%																																																																																																																					
	上記以外	所得割	400 万円以下	3. 5%	3. 75%																																																																																																																					
400 万円超 800 万円以下			5. 3%	5. 665%																																																																																																																						
800 万円超			7. 0%	7. 48%																																																																																																																						
特別法人		所得割	400 万円以下	3. 5%	3. 75%																																																																																																																					
			400 万円超	4. 9%	5. 23%																																																																																																																					
収入金課税法人	事業特定・発電・小売・供給・給電・給熱・給湯・給冷・給排水・給気・給油	資本金 1 億円超 (外形対象法人)	収入割	収入金額	0. 75%	0. 8025%																																																																																																																				
			付加価値割		0. 37%	0. 3885%																																																																																																																				
			資本割		0. 15%	0. 1575%																																																																																																																				
		上記以外	収入割	収入金額	0. 75%	0. 8025%																																																																																																																				
			所得割		1. 85%	1. 9425%																																																																																																																				
	電気供給業（※ 2）・導管ガス供給業・保険業・貿易保険業	収入割	収入金額	1. 0%	1. 065%																																																																																																																					
		特定ガス供給業		収入割	収入金額	0. 48%	0. 5190%																																																																																																																			
		付加価値割		0. 77%	0. 8085%																																																																																																																					
		資本割		0. 32%	0. 3360%																																																																																																																					
標準税率	超過税率																																																																																																																									
1. 0%	2. 0%																																																																																																																									
※ 1：一般ガス供給業を含む ※ 2：発電・小売・特定部供給事業を除く																																																																																																																										
超過課税実施 都道府県数	8 都府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）							46 都道府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）																																																																																																																		
超過課税に よる増収額 （億円）		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(決算見込)																																																																																																															
	法人事業税	207	213	235	240	254	226	253	277	286	316																																																																																																															
	法人府民税法人税割	109	116	126	133	144	108	148	153	151	177																																																																																																															

(5) 超過課税の状況②〔法人府民税均等割〕〔個人府民税均等割（森林環境税）〕

	法人府民税均等割（平成 13 年 4 月～）										個人府民税均等割（森林環境税（平成 28 年度～））														
趣旨	大阪の成長を支える中小企業への支援に加え、新たな成長戦略に基づき、さらなる成長を支える企業への支援施策に投資するため										森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備として実施する災害の防止及び暑熱環境の改善に係る施策に必要な財源を確保するため														
適用期限	令和 10 年 3 月 31 日までに開始する事業年度										令和 10 年 3 月 31 日														
対象	資本金 1 千万円超の法人										個人府民税均等割の納税義務者 （府内に住所がある個人、府内に家屋敷等がある個人）														
税率	標準税率の 2 倍 ※資本金 1 千万円超 1 億円以下の法人は 1.5 倍										個人府民税均等割標準税率に 300 円加算														
	法人等の区分 （資本金等の額）					税率(年額)					区分					府民税		市町村民税		合計					
						超過		標準																	
	50 億円超					160 万円					80 万円					内 訳		均等割		1, 000 円		3, 000 円		4, 000 円	
	10 億円超 50 億円以下					108 万円					54 万円														
	1 億円超 10 億円以下					26 万円					13 万円														
	1 千万円超 1 億円以下					7 万 5 千円					5 万円														
	1 千万円以下					—					2 万円														
															復興特別税		500 円		500 円		1, 000 円				
																							森林環境税		300 円
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										
																	37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）								
															37 府県（大阪府含む） （令和 7 年 4 月 1 日現在）										

9. 地方交付税等交付状況



(注) 地方交付税等は、地方交付税(決定額)に臨時財政対策債発行可能額を含めたものとしている。

9. 地方交付税等交付状況

(単位：億円)

区分 年度	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	全国総額
	うち普通交付税	うち普通交付税	うち普通交付税	うち普通交付税	うち普通交付税
H1～4	0	0	0	0	—
H5	272	265	124	69	154,351
H10	1,006	980	683	67	180,489
H15	3,068 (4,525)	3,054	1,625 (3,044)	1,024 (2,249)	180,693 (239,389)
H20	1,798 (2,593)	1,789	174 (966)	4 (686)	154,061 (182,393)
H21	2,912 (4,519)	2,901	517 (2,117)	412 (1,790)	158,202 (209,688)
H22	2,995 (6,220)	2,982	925 (1,709)	578 (4,403)	171,936 (249,005)
H23	2,973 (5,754)	2,903	876 (771)	578 (3,477)	187,523 (249,116)
H24	2,844 (5,756)	2,821	886 (3,415)	591 (3,743)	182,898 (244,231)
H25	2,844 (5,918)	2,823	629 (3,306)	665 (3,513)	175,955 (238,086)
H26	2,764 (5,394)	2,745	786 (3,059)	793 (3,051)	174,314 (230,266)
H27	2,826 (4,660)	2,807	1,009 (2,471)	797 (1,697)	173,906 (219,156)
H28	2,764 (4,283)	2,754	1,041 (2,303)	835 (1,779)	172,390 (210,270)
H29	2,448 (3,962)	2,438	929 (2,184)	719 (1,690)	167,680 (208,133)
H30	2,360 (3,892)	2,338	962 (2,191)	965 (2,346)	165,482 (205,347)
R1	2,478 (3,867)	2,461	1,070 (2,127)	744 (1,603)	167,392 (199,960)
R2	2,594 (3,980)	2,582	1,210 (2,247)	977 (1,993)	169,890 (201,288)
R3	3,804 (6,734)	3,791	2,033 (4,493)	1,774 (4,281)	195,049 (249,845)
R4	3,121 (4,203)	3,110	1,412 (2,314)	1,331 (2,388)	186,309 (204,114)
R5	3,400 (4,067)	3,386	1,538 (2,127)	1,251 (1,797)	190,069 (200,015)
R6	3,672 (3,969)	3,661	1,606 (1,844)	1,564 (1,839)	199,347 (203,891)
R7	3,499 (3,499)	3,499	1,253 (1,253)	514 (514)	190,446 (190,446)

(注1) 上段は地方交付税(決定額)、下段()は、臨時財政対策債発行可能額を含めたもの。

(注2) H20、22、23及びR3～6の普通交付税は、再算定による影響額を含めたもの。

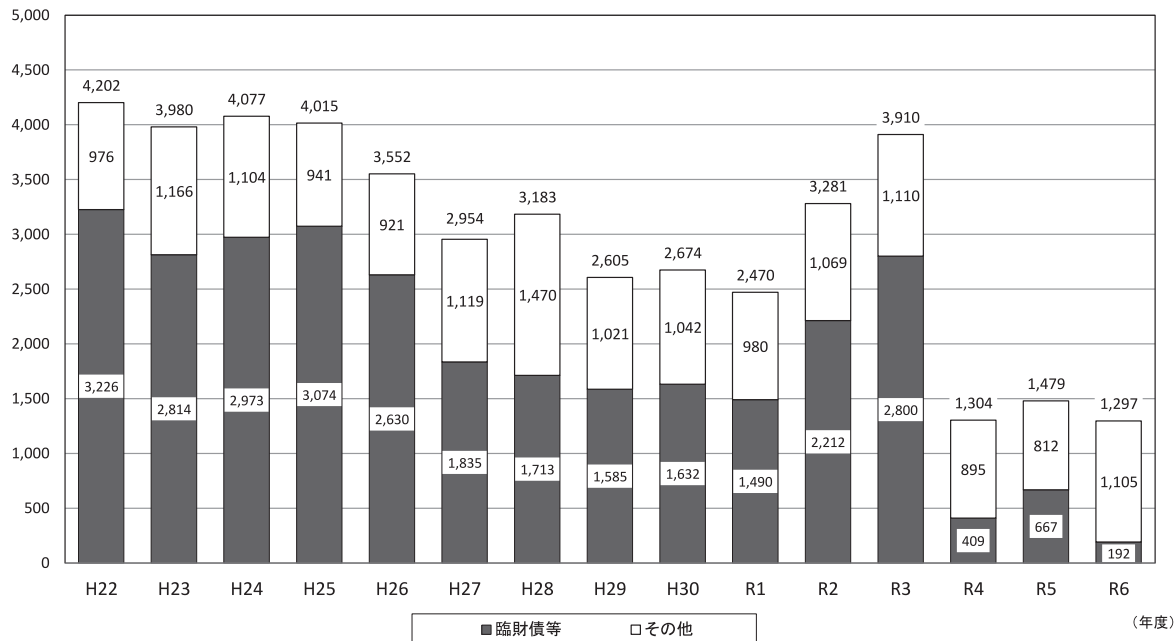
(注3) R7については、各団体の特別交付税等は未定。全国総額は国当初予算額を計上(特別交付税等を含む)。

(注4) 大阪府においては、S51以前及びS60～H4の間、普通交付税不交付。

10. 地方債の状況

(1) 地方債の新規発行状況（全会計ベース）

（億円）



(1) 地方債の新規発行状況（全会計ベース）

年度 \ 区分	全 会 計	
	発 行 額	うち臨財債等
H22	4,202	3,226
H23	3,980	2,814
H24	4,077	2,973
H25	4,015	3,074
H26	3,552	2,630
H27	2,954	1,835
H28	3,183	1,713
H29	2,605	1,585
H30	2,674	1,632
R1	2,470	1,490
R2	3,281	2,212
R3	3,910	2,800
R4	1,304	409
R5	1,479	667
R6	1,297	192

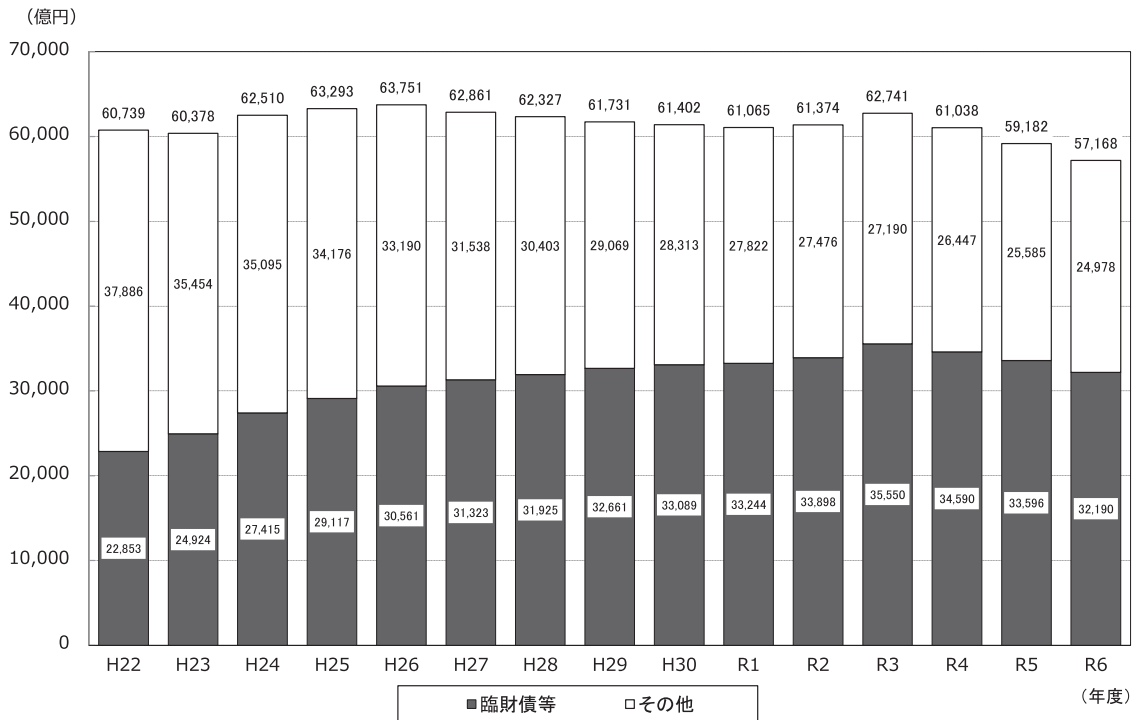
(参考)

(単位：億円)

一般会計分	特別会計分
4,046	156
3,882	98
3,926	151
3,781	234
3,379	172
2,757	197
2,939	244
2,404	201
2,413	261
2,314	155
3,087	194
3,682	228
1,132	172
1,331	148
1,106	191

(注) 「臨財債等」とは、税や交付税の代替として発行した府債（臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債）の合計。

(2) 府債残高の推移 (全会計ベース)

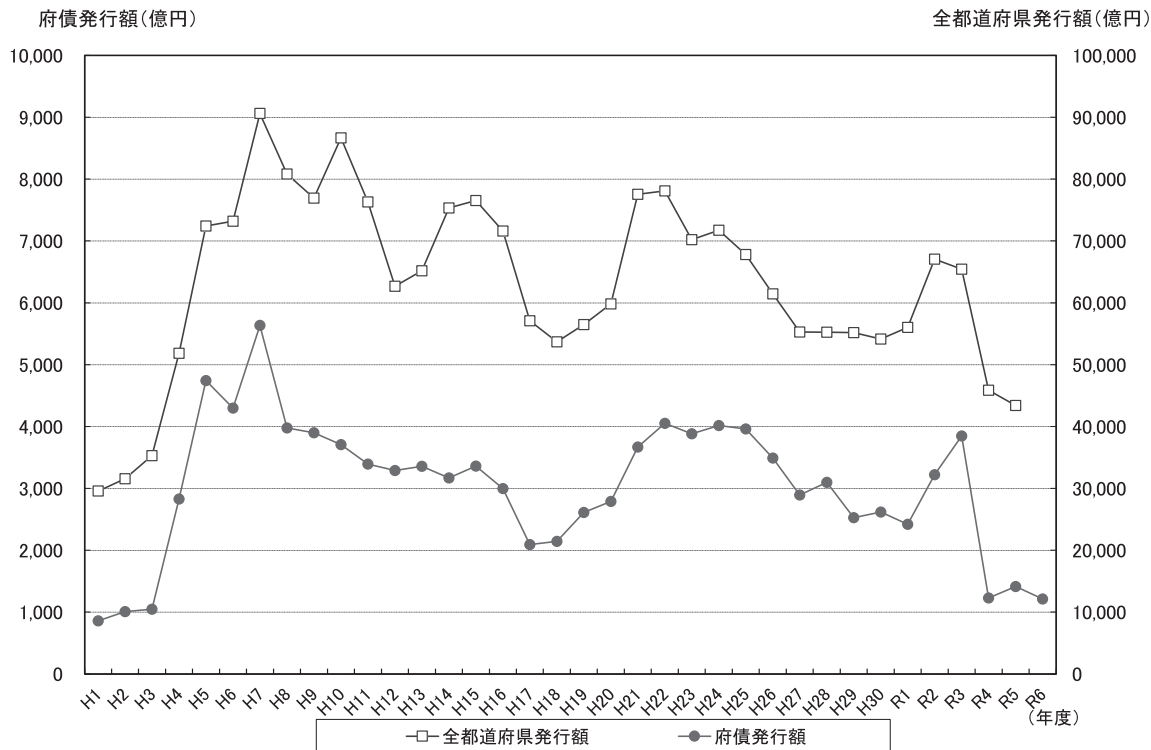


(2) 府債残高の推移（全会計ベース）

			(参考)	(単位：億円)
年度	全 会 計		一般会計分	特別会計分
	府 債 残 高	うち臨財債等		
H22	60,739	22,853	51,802	8,937
H23	60,378	24,924	53,804	6,574
H24	62,510	27,415	52,491	10,019
H25	63,293	29,117	53,523	9,770
H26	63,751	30,561	54,334	9,417
H27	62,861	31,323	53,797	9,064
H28	62,327	31,925	53,691	8,637
H29	61,731	32,661	53,661	8,070
H30	61,402	33,089	53,626	7,776
R1	61,065	33,244	53,575	7,491
R2	61,374	33,898	54,042	7,331
R3	62,741	35,550	55,546	7,194
R4	61,038	34,590	54,014	7,024
R5	59,182	33,596	52,832	6,350
R6	57,168	32,190	50,993	6,176

(注) 「臨財債等」とは、税や交付税の代替として発行した府債（臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債）の合計。

(参考 1) 地方債の発行状況 (普通会計)



(参考 1) 地方債の発行状況 (普通会計)

(単位: 億円)

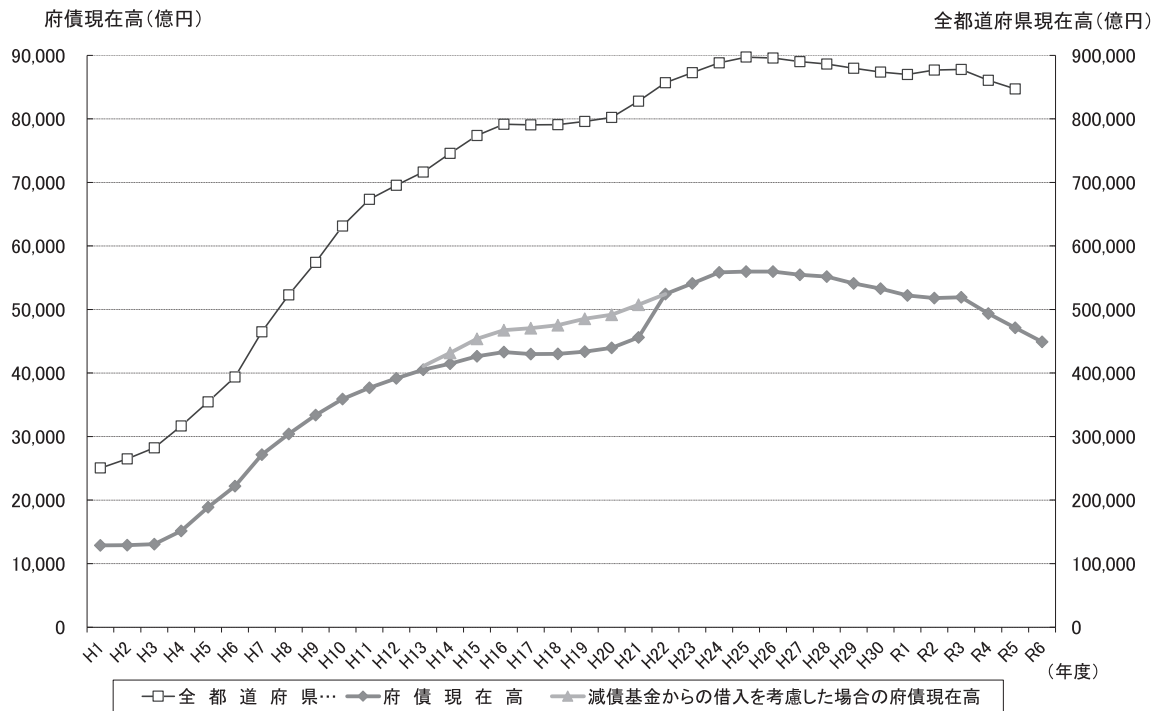
年 度	区 分		全都道府県 発行額	(参考) 府債発行額 (一般会計)
	府債発行額	うち特定資金 公共事業債 (N T T 債)		
H1	859	132	29,572	991
H5	4,743	0	72,417	4,416
H10	3,708	0	86,653	3,533
H15	3,361	1	76,521	3,737
H20	2,788	0	59,817	2,737
H21	3,668	0	77,557	3,619
H22	4,051	0	78,099	4,046
H23	3,882	0	70,212	3,882
H24	4,017	0	71,737	3,926
H25	3,961	0	67,810	3,781
H26	3,490	0	61,436	3,379
H27	2,892	0	55,281	2,757
H28	3,098	0	55,261	2,939
H29	2,527	0	55,166	2,404
H30	2,616	0	54,150	2,413
R1	2,418	0	56,009	2,314
R2	3,221	0	67,063	3,087
R3	3,848	0	65,424	3,682
R4	1,229	0	45,867	1,132
R5	1,414	0	43,414	1,331
R6	1,210	0	—	1,106
R7	—	—	—	(当初予算) 1,101

(注1) 特定資金公共事業債・・・日本電信電話株式会社(N T T)の株式の売却収入を活用した無利子貸付金で、償還の際に国から補助金、負担金が交付される。

(注2) 府債発行額には交付公債を含む。

(注3) 府債発行額、全都道府県発行額、(参考)府債発行額(一般会計)のピークはH7で、それぞれ5,634億円、90,614億円、5,557億円。

(参考 2) 地方債の年度末現在高 (普通会計)



(参考2) 地方債の年度末現在高 (普通会計)

(単位：億円)

区 分 年 度	府 債 現 在 高 (減債基金からの借り入れ を考慮した場合の現在高)			全 都 道 府 県 現 在 高	(参考) 府 債 現 在 高 (一 般 会 計)
	うち特定資金 公共事業債(N T T債)				
H1	12,886	—	292	250,513	13,028
H5	18,867	—	321	354,577	18,870
H10	35,890	—	0	631,411	35,878
H15	42,636	45,378	116	773,894	47,626
H20	43,973	49,175	0	802,223	48,735
H21	45,608	50,758	0	827,915	49,923
H22	52,440	—	0	856,837	51,802
H23	54,098	—	0	872,875	53,804
H24	55,835	—	0	888,216	52,491
H25	55,981	—	0	897,301	53,523
H26	55,966	—	0	895,849	54,334
H27	55,448	—	0	890,207	53,797
H28	55,170	—	0	886,255	53,691
H29	54,100	—	0	879,700	53,661
H30	53,285	—	0	873,578	53,626
R1	52,192	—	0	869,956	53,575
R2	51,807	—	0	876,768	54,042
R3	51,924	—	0	877,781	55,546
R4	49,360	—	0	860,836	54,014
R5	47,131	—	0	847,319	52,832
R6	44,893	—	0	—	50,993

11. 過去の財源対策

	H9	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (当初)
財政調整基金 の取崩し	290	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	150	15	0	0	0	0	0	0	0	520
地方債の活用	1,119 [1,014]	1,257 [693]	324 [16]	243 [19]	50 [0]	60 [0]	628 [478]	1,114 [929]	902 [872]	0 [0]	321 [33]	172 [61]	0 [0]	0 [0]	72 [0]	262 [195]	70 [70]	100 [100]	160 [101]	936 [826]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	88 [0]
減債基金の 取崩し・借入れ	0	0	1,020 (1,020)	710 (710)	640 (640)	430 (430)	680 (680)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他特定目的基金 の取崩し・借入れ	650 (634)	858 (858)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府出資法人に対する 貸付金の償還	0	901	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,059 [1,045]	3,139 [2,446]	1,344 [1,328]	953 [934]	690 [690]	490 [490]	1,308 [830]	1,114 [185]	902 [30]	0 [0]	321 [288]	172 [111]	0 [0]	0 [0]	102 [0]	412 [217]	85 [15]	100 [0]	160 [59]	936 [110]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	608 [608]

(参考)

地方交付税等	1,037	1,275	4,961 <1,457>	4,429 <1,039>	4,300 <802>	3,342 <722>	2,551 <653>	2,784 <796>	4,672 <1,607>	6,331 <3,226>	5,853 <2,781>	5,805 <2,912>	5,964 <3,074>	5,437 <2,630>	4,699 <1,835>	4,321 <1,519>	3,995 <1,515>	3,929 <1,532>	3,971 <1,389>	4,032 <1,386>	6,653 <2,800>	3,578 <409>	4,111 <667>	4,107 <192>	3,407 <0>
--------	-------	-------	------------------	------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------	----------------	----------------	--------------

(注1) 財政調整基金は、平成9年3月末に減債基金から分離して設置した。

(注2) 地方債の活用は、特別会計における発行分を含み、繰越分を含まない。(直近年度分のみ一般会計ベース)

(注3) []内は、減収補填債(内数)、《 》は三セク債(内数)である。

(注4) ()内は、基金からの借入れ額(内数)である。

(注5) { }内は、減収補填債を除いた額(内数)である。

(注6) < >内は、臨時財政対策債(内数)である。

12. 基金の状況（年度末現在高） ①

（単位：億円）

名称	年度 設置 年月日	H1	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
財 政 調 整 基 金	H9. 3. 31			13	13	383	550	1,351	1,392	1,442	1,579	1,613	1,602	1,479	1,475	1,489	1,562	1,706	3,679	3,332	3,349	3,552	2,672
減 債 基 金	S32. 3. 28	963	1,831	520 [41]	5,410 (2,688) [199]	7,567 (2,365) [222]	7,019 (1,860) [202]	2,141 [252]	2,814 [732]	3,636 [580]	4,288 [480]	4,742 [316]	4,461 [285]	4,243 [222]	4,555 [173]	5,197 [147]	6,141 [195]	6,957 [221]	8,286 [222]	9,193 [213]	9,725 [99]	10,040 [99]	9,801 [107]
災 害 救 助 基 金	S23. 3. 22	46	64	52	52	49	48	47	49	51	52	52	53	55	60	63	71	71	73	72	72	75	71
大 阪 府 立 国 際 会 議 場 基 金	S39. 4. 1	0	0	0	0	15	15	15	15	16	18	20	24	25	28	30	28	32	36	39	15	18	19
用 品 調 達 基 金	S39. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設職員福利厚生基金	S49. 11. 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福 祉 基 金	S55. 4. 1	205	219	201 (41)	191 (31)	192 (32)	193 (33)	34	34	34	34	38	38	38	38	38	38	37	37	38	37	36	34
公 共 施 設 等 整 備 基 金	S56. 3. 27	1,180	1,455	1,156 (2)	1,160 (6)	1,369 (215)	1,361 (207)	131	119	105	150	509	504	482	482	441	409	388	350	305	300	288	261
み ど り の 基 金	S58. 4. 1	50	98	92 (9)	88 (5)	89 (6)	99 (16)	12	9	13	10	8	7	7	7	6	6	6	6	8	8	8	8
小 口 支 払 基 金	S58. 4. 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文 化 振 興 基 金	S60. 4. 1	64	105	76 (18)	40 (6)	16 (3)	16 (3)	3	3	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
環 境 保 全 基 金	H2. 3. 26	4	15	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	19	16	15	12
女 性 基 金	H3. 10. 21		20	38 (1)	34 (1)	29 (1)	29 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府 営 住 宅 整 備 基 金	H4. 4. 1		1	1	59 (17)	205 (164)	165 (124)	145	174	191	226	222	201	206	186	205	192	155	143	153	118	109	166
な み は や ス ポ ー ツ 振 興 基 金	H6. 4. 1			20	18	12	6	6	5	4	4	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	H12. 4. 1				127	193	194	195	195	88	84	74	79	84	89	89	89	89	89	89	89	89	90
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	H20. 4. 1					19	38	27	27	29	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
大 阪 ミ ュ ー ジ ア ム 基 金	H20. 10. 24					1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
大 阪 教 育 ゆ め 基 金	H20. 12. 24					10	14	16	10	8	6	6	5	4	4	4	3	3	3	5	4	4	3

12. 基金の状況（年度末現在高） ②

（単位：億円）

名称	年度 設 置 年月日	H1	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
安 心 こ ど も 基 金	H21.3.27					69	156	172	137	216	105	176	160	206	173	103	55	93	75	81	69	24	20
御 登 筋 イ ル ミ ネ ー シ ョ ン 基 金	H21.4.1						1	2	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 害 者 雇 用 促 進 基 金	H21.10.30						1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
が ん 対 策 基 金	H24.11.1									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 構 造 改 革 推 進 等 基 金	H26.3.25										2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
日 本 万 国 博 覧 会 記 念 公 園 基 金	H26.4.1										118	123	135	136	119	124	124	122	116	109	103	84	68
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	H26.12.26											23	170	193	213	220	206	189	215	249	243	242	172
国 民 健 康 保 険 財 政 安 定 化 基 金	H28.3.30												15	43	180	182	138	134	144	155	154	131	145
地 域 防 災 基 金	H28.12.26													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動 物 愛 護 管 理 基 金	H30.3.13														0	0	0	0	0	0	0	1	0
こ だ も 輝 く 未 来 基 金	H30.3.28														0	1	1	3	3	3	3	3	3
流 城 下 水 道 事 業 減 価 基 金	H30.3.28															214	223	249	262	279	287	298	299
グ ロ ー バ ル 人 材 育 成 基 金	H30.4.1																5	5	5	5	4	4	3
中 央 卸 売 市 場 事 業 減 価 基 金	H31.4.1																0	0	0	1	0	1	1
ス マ ー ト シ ニ ア ラ イ フ 基 金	R3.10.15																		0	1	0	0	0
ギ ャ ン プ ル 等 依 存 症 対 策 基 金	R4.11.25																			0	0	0	0
港 湾 施 設 整 備 基 金	R5.3.23																			17	25	76	76
G I G A ス ク ー ル 構 想 加 速 化 基 金	R6.3.27																				52	208	2
イ ノ ベ ー シ ョ ン 創 出 基 金	R7.3.27																					31	23
日 本 万 国 博 覧 会 記 念 公 園 用 地 取 得 基 金	R7.3.27																					0	0
計	-	3,008	4,437	2,521 (1,029)	7,657 (3,410)	10,522 (3,841)	11,202 (4,573)	5,504 (1,550)	5,829 (1,697)	6,509 (2,906)	7,225 (3,614)	7,877 (3,747)	7,556 (3,453)	7,282 (3,417)	7,902 (3,451)	8,475 (3,379)	9,368 (3,260)	10,321 (3,305)	13,592 (3,020)	14,193 (3,035)	14,721 (3,189)	15,373 (4,105)	13,977 (4,754)

（注1）R6は、決算見込み。R7（見込）は、R6にR7予算で措置した積立て及び取り崩しを基に算定したものである。

（注2）（ ）内数字は一般会計繰入運用後の年度末現在高（見込み）である。〔 〕内数字は一般会計繰入運用分、減価基金の銀行等引受債等に係る満期一括償還相当積立額（H19～21には港湾特会、直面特会の将来の元金償還に充当する土地処分収入を含む。）、国民健康保険財政安定化基金、流域下水道事業減価基金及び中央卸売市場事業減価基金を除く普通会計分の年度末現在高（見込み）である。

（注3）各基金の数値を四捨五入により端数処理したため、基金の合計と計欄の数値は一致しない場合がある。

（注4）上記のほか、土地開発基金（～H15）、大阪府営印刷所基金（～H21）、緊急地域雇用特別基金（H11～13）、情報技術通信講習推進基金（H12～13）、緊急地域雇用創出特別基金（H13～16）、ゆとり基金（H5～20）、中山間地域等農業生産活動等支援基金（H12～20）、ふるさと雇用再生特別基金（H20～23）、グリーンニューディール基金（H21～23）、東日本大震災等被災者支援基金（H22）、障害者自立支援対策臨時特別基金（H18～25）、妊婦健康調査支援基金（H20～25）、ワクチン接種緊急促進基金（H22～25）、新しい公共支援基金（H22～25）、社会福祉施設等新設・改築等臨時特別基金（H21～26）、高齢者修学支援基金（H21～26）、介護施設緊急整備等臨時特別基金（H21～26）、緊急雇用創出事業臨時特別基金（H20～28）、自殺対策緊急広域化等支援基金（H21～28）、地域医療再生基金（H21～28）、再生可能エネルギー等導入推進基金（H25～28）、医療施設新築化臨時特別基金（H21～30）、国民健康保険広域化等支援基金（H14～30）、消費者行政活性化基金（H20～R3）、二千二十五年日本国際博覧会大阪パビリオン基金（R2～R3）、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（R2～R3）、新型コロナウイルス助け合い基金（R2～R5）が廃止済み。

13. これまでの行財政改革の取組状況

- ・厳しい財政状況を踏まえ、全国に先駆けてこれまで様々な行財政改革の取組みを実施
- ・平成20年2月以降、かつてないスピードで改革の取組みを推進

■平成8年度以降、厳しい改革を実行（効果額は、最終予算額ベース。また、8～10年度の行政改革大綱は事業費ベース、その他は一般財源ベース。）

	効果額 2,601億円	効果額 3,703億円	効果額 2,175億円	効果額 1,726億円	効果額 3,054億円	効果額 1,965億円	効果額 242億円	取組額 592億円	
バブル崩壊後、 景気対策のため 地方債の発行額 急増	<8～10年度> 行政改革大綱 財政健全化 方策(案)	<11～13年度> 行政改革推進計画 財政再建 プログラム(案)	<14～16年度> 行財政計画(案)	<17～19年度> 行財政計画(案) 行財政改革 プログラム(案)	<20～22年度> 財政再建 プログラム(案) 《将来ビジョン大阪》	<23～25年度> 財政構造 改革プラン(案) 《大阪の成長戦略》	<26年度> 行財政改革の 取組み 財政構造 改革プラン(案)を承継	<27～29年度> 行財政改革 推進プラン(案) 《大阪の成長戦略》 (改訂版)	<30年度以降> 行政経営の取組み
	出資法人・公の施設改革、全国スリムな組織づくり、「負の遺産」の整理、事務事業の見直し、人件費カット 等								

■行政経営の取組み（毎年2月、来年度当初予算案とともに公表）

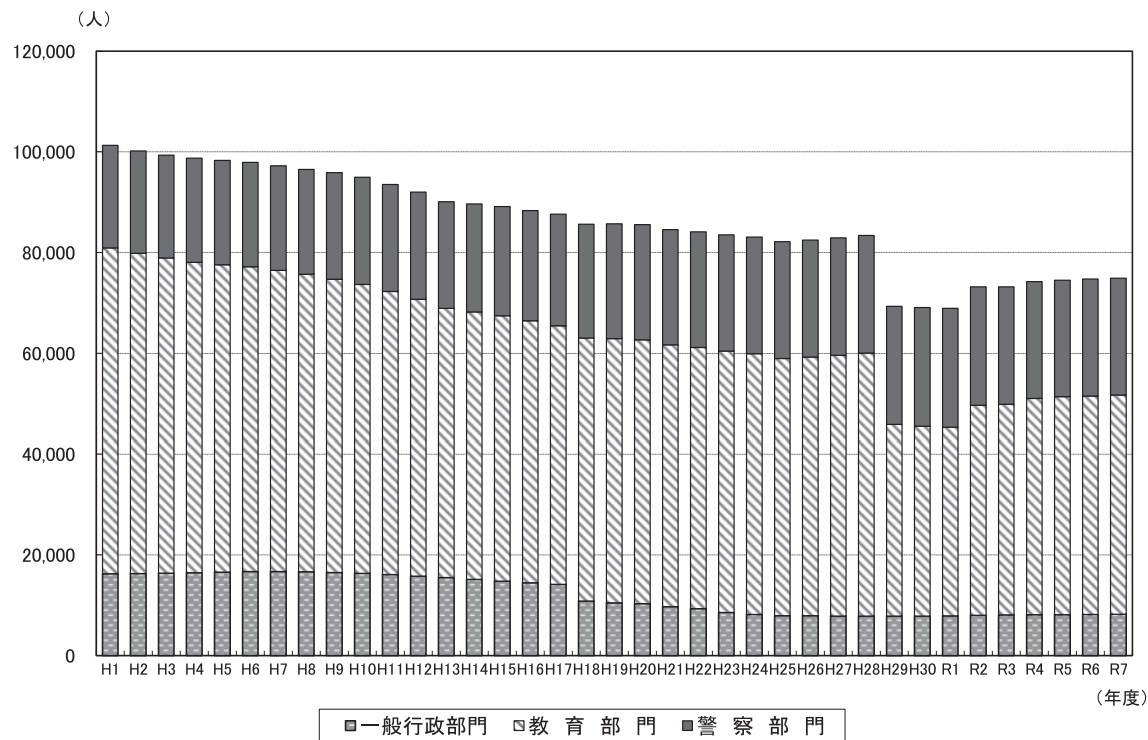
大阪府行政経営の取組み

「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」をめざし、改革の取組みを継続

中期的な視点も持ちつつ、以下の2点についてとりまとめる

- ① 新たな行政経営の取組み：行政DXの実現に向けた取組み、より幅広い共創の仕組みづくり
- ② 従来の行財政改革の取組み：歳入確保・歳出改革、出資法人等の改革、公の施設の改革 等

(参考) 大阪府職員数の推移



(参考) 大阪府職員数の推移(各年度4月1日現在)

(単位:人)

年 度	一般行政部門	教 育 部 門	警 察 部 門	合 計
H1	16,253	64,674	20,375	101,302
H5	16,578	61,014	20,727	98,319
H10	16,336	57,352	21,268	94,956
H15	14,759	52,703	21,670	89,132
H20	10,298	52,380	22,891	85,569
H21	9,734	51,966	22,865	84,565
H22	9,300	51,855	22,957	84,112
H23	8,546	51,891	23,092	83,529
H24	8,175	51,744	23,172	83,091
H25	7,925	51,056	23,202	82,183
H26	7,920	51,330	23,233	82,483
H27	7,846	51,745	23,316	82,907
H28	7,835	52,200	23,352	83,387
H29	7,855	38,028	23,457	69,340
H30	7,850	37,701	23,548	69,099
R1	7,886	37,447	23,588	68,921
R2	7,996	41,708	23,483	73,187
R3	8,088	41,784	23,310	73,182
R4	8,122	42,904	23,200	74,226
R5	8,133	43,260	23,119	74,512
R6	8,148	43,371	23,215	74,734
R7	8,201	43,532	23,173	74,906

(注1) 職員数は、一般職に属する常時勤務を要する職を占める職員数であり、短時間勤務の職及び会計年度任用の職は含まない。

なお、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などの定数条例対象外の職員を含む。

(注2) 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部署等に配置されている職員数の区分とは異なる。

(注3) 一般行政部門には知事部局における特別会計、企業会計のほか、各行政委員会事務局及び議会事務局を含む。

ただし、教育委員会事務局（H28以降は教育庁）及び大学等は、教育部門を含む。

(注4) H29以降の教育部門の職員数については、府内政令指定都市に係る府費負担教職員数は含まない。

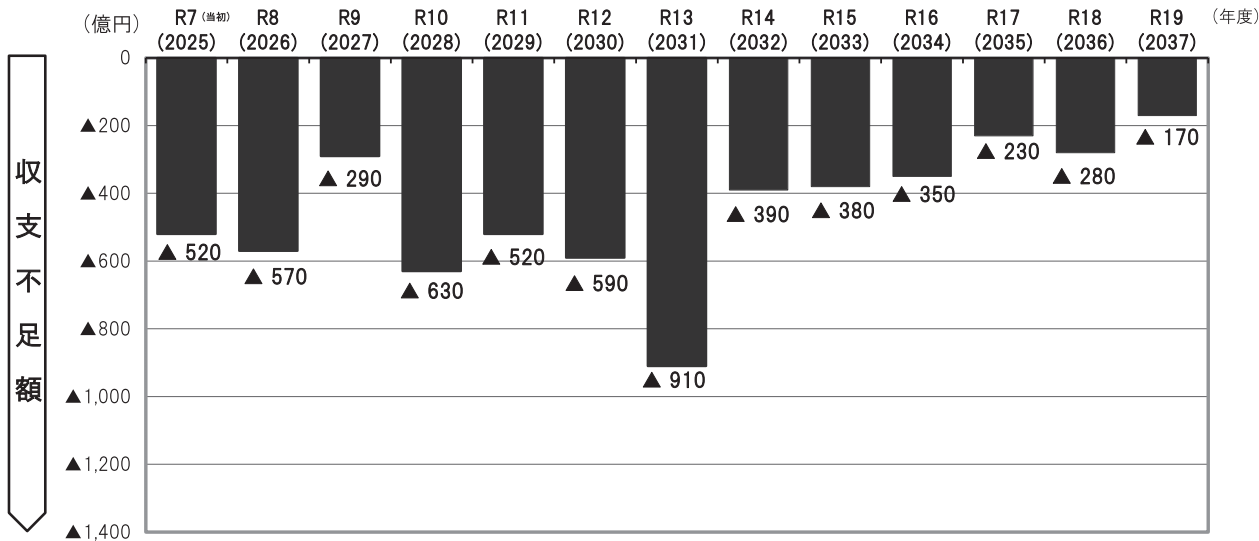
(H29政令指定都市移管分 14,348人)

14. 財政状況に関する中長期試算の策定について 【令和7年2月版】

- ◆ 「財政運営基本条例」に基づき、財政状況に関する中長期試算を作成。
(発射台となる毎年度の当初予算毎に作成)
- ◆ 試算にあたっては、「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)で示された経済成長率・長期金利や歳入・歳出の状況など、現時点で見込むことができる条件を前提に推計。なお、この試算は不確定要素を多く含んでおり、将来に向かって相当の幅をもってみる必要。

財政収支の見通し 【令和7年2月版】

財政調整基金の残高見込額：1,746億円(令和7年度(2025)末見込) ※積立目標額：1,400億円(令和15年度(2033)末)



内閣府試算の経済成長率・長期金利や歳入・歳出の状況など、現時点で見込むことができる条件を前提に推計
 令和12年度(2030)以降について、投資的経費及び一般施策経費は令和11年度(2029)と同額と見込む
 この試算は不確定要素を多く含んでおり、将来に向かって相当の幅をもってみる必要

試算の前提条件【令和7年2月版】

■推計期間： 令和8～19年度（2026～2037） ■推計ベース： 令和7年度当初予算案を基本として推計

府

税

歳入

地方交付税等

一般歳入

特定財源

その他

人件費

歳出

社会保障経費

公債費

税関連歳出

投資的経費
一般施策経費

「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年1月内閣府。以下「内閣府試算」)で想定されている過去投影ケースにおける各年度の名目GDP成長率を、翌年度の府税の伸び率に反映。

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18以降 (2036)
府税伸び率	+2.7%	+1.4%	+0.9%		+0.8%			+0.7%			±0%
(令和6年2月試算)	+1.7%	+1.0%	+0.9%	+0.8%		+0.7%		+0.6%			±0%

※令和7年度(2025)までの税制改正を反映。
※法人二税の超過課税等については継続とする。

府税、社会保障関係経費及び公債費の推計を反映。
地方消費税増税分(1.2分)は基準財政収入額に100%算入し、収支に影響しない。
臨時財政対策債は推計期間中の発行を見込まない。

譲与税については府税の伸びに連動。財政収支への影響が大きいと考えられる一般歳入の一部については、原則として令和11年度(2029)まで個別に積み上げ、令和12年度(2030)以降は令和11年度(2029)と同額と見込む。それ以外は、原則として令和7年度(2025)と同額と見込む。

現行制度をベースに歳出運動とする。

行政改革推進債の発行、公共施設等整備基金の活用を見込む。

給与水準については、内閣府試算で想定されている過去投影ケースにおける賃金上昇率を反映。

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17以降 (2035)
給与水準上昇率	+1.7%	+1.1%		+1.0%				+0.9%		±0%
(令和6年2月試算)	+1.1%			+0.8%						±0%

これまでの実績等を基に令和11年度(2029)まで推計し、令和12年度(2030)以降は令和11年度(2029)と同額と見込む。
(社会保障の増に係る府負担は、交付税の基準財政需要額に100%算入し、収支に影響しないと見込む)

令和7年度(2025)は、令和6年度(2024)の府債発行実績等を踏まえて1.5%と設定。
令和8年度(2026)以降は、内閣府試算で継続的に0.5%ポイント程度上振れた場合に想定されている過去投影ケースにおける名目長期金利。

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16以降 (2034)
10年債金利	1.5%		1.8%					1.9%		
(令和6年2月試算)	1.3%		1.4%			1.5%		1.6%		1.7%

※ 5年債の金利設定については別途算定

府税の伸びに連動とする。

事業費が大きい又はその変動が大きく、財政収支への影響が大きいと考えられる一部の事業については、原則として令和11年度(2029)まで個別に積み上げ、令和12年度(2030)以降は令和11年度(2029)と同額と見込む。それ以外は、原則として令和7年度(2025)と同額と見込む。

結果のポイント【令和7年2月版】

- 内閣府試算における経済成長率の上昇により税収見込みは増加する一方、地方交付税の減少、税関連歳出の増加や賃金上昇率を反映した人件費の増等により、財政収支のトレンドとしては前回試算（令和6年2月版）と同様の傾向。
- バブル後に大量発行した府債の最終償還の到来などにより、推計期間中の収支不足額は最大で910億円（令和13年度）を見込んでいるが、それ以降は公債費の減少により収支不足額は減少。
- 主たる税収である法人二税の景気による変動に加え、人件費や社会保障関係経費の増加、金利上昇の傾向があるため、引き続き財政規律を堅持する必要がある。

■今後見込まれる収支不足への対応

毎年度の予算編成において、「行政経営の取組み」に掲げる歳入確保や歳出の見直しについて具体化を進めるとともに、財政調整基金を活用。

■財政収支の推計（令和7年2月試算・概算）

（単位：億円）

区 分		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
歳入	府税・特別法人事業譲与税	18,070	18,580	19,090	19,070	19,250	19,460	19,370
	地方交付税等	3,910	4,120	4,020	4,320	4,410	4,080	4,160
	その他一般歳入	280	310	280	280	280	280	280
	特定財源	9,930	9,960	9,890	9,790	9,840	9,820	9,570
	国庫支出金	2,570	2,410	2,360	2,360	2,340	2,350	2,310
	府債	1,100	1,270	1,250	1,180	1,240	1,220	1,010
	貸付金元利収入等	6,260	6,280	6,280	6,250	6,260	6,250	6,250
歳入合計(A)		32,190	32,970	33,280	33,460	33,780	33,640	33,380
歳出	人件費	7,230	7,360	7,290	7,410	7,330	7,440	7,380
	退職手当	210	290	200	310	200	300	230
	退職手当以外	7,020	7,070	7,090	7,100	7,130	7,140	7,150
	社会保障関係経費	6,710	6,960	7,220	7,490	7,760	7,760	7,760
	公債費	3,340	3,360	3,380	3,580	3,560	3,510	3,740
	税関連歳出	3,820	4,080	4,060	4,100	4,140	4,080	4,200
	投資的経費	1,850	2,120	2,020	1,920	1,870	1,790	1,700
	公共	900	1,010	1,010	910	860	870	860
	単独	950	1,110	1,010	1,010	1,010	920	840
	一般施策経費	9,760	9,660	9,600	9,590	9,640	9,650	9,510
歳出合計(B)		32,710	33,540	33,570	34,090	34,300	34,230	34,290
単年度収支 (C)=(A)-(B)		▲ 520	▲ 570	▲ 290	▲ 630	▲ 520	▲ 590	▲ 910
<参考>実質税収		14,290	14,550	15,070	15,020	15,160	15,420	15,210
実質公債費比率		10.7%	10.2%	10.3%	9.6%	9.4%	9.0%	9.3%

■財政収支の推計（令和7年2月試算・概算）

（単位：億円）

区 分		令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)	令和19年度 (2037)
歳入	府税・特別法人事業譲与税	19,820	19,830	19,980	20,110	20,000	20,050
	地方交付税等	3,780	3,610	3,400	3,210	3,140	3,160
	その他一般歳入	270	280	280	300	300	300
	特定財源	9,460	9,430	9,390	9,400	9,390	9,390
	国庫支出金	2,290	2,280	2,260	2,270	2,260	2,260
	府債	920	900	880	880	880	880
	貸付金元利収入等	6,250	6,250	6,250	6,250	6,250	6,250
	歳入合計(A)	33,330	33,150	33,050	33,020	32,830	32,900
歳出	人件費	7,480	7,510	7,490	7,500	7,480	7,500
	退職手当	330	340	320	340	340	370
	退職手当以外	7,150	7,170	7,170	7,160	7,140	7,130
	社会保障関係経費	7,760	7,760	7,760	7,760	7,760	7,760
	公債費	3,130	2,970	2,830	2,680	2,570	2,450
	税関連歳出	4,320	4,260	4,290	4,320	4,240	4,410
	投資的経費	1,550	1,520	1,490	1,500	1,500	1,500
	公共	720	690	660	670	670	670
	単独	830	830	830	830	830	830
	一般施策経費	9,480	9,510	9,540	9,490	9,560	9,450
	歳出合計(B)	33,720	33,530	33,400	33,250	33,110	33,070
単年度収支 (C)=(A)-(B)		▲ 390	▲ 380	▲ 350	▲ 230	▲ 280	▲ 170
<参考>実質税収		15,540	15,610	15,740	15,850	15,820	15,700
実質公債費比率		9.7%	9.7%	9.8%	9.8%	9.7%	9.8%

財政調整基金への積立目標額《1,400億円(令和15年度末)》

- 財政運営基本条例第19条の規定に基づき、府税収入の急激な減少、災害に伴う歳入の増加その他臨時的な歳入の減少又は歳入の増加を伴う事象に対応するために、10年以内に達成すべき財政調整基金の積立目標額を積算。

(単位:億円)

区 分 (算出の考え方)		名 称	発 生 時 期	令和5年度末試算		
				想定されるリスク		積立目標額 に積算する額
1 税収の急減、 災害等の発生	過去の発生 状況から算出			870		870 ^(※1)
2 出資法人債務に 係る損失補償等	財政健全化法 将来負担比率の 考え方を準用	育英会・住宅供給公社		35		35
3 その他	事業進捗により 発生する可能性が あるリスクのうち、 特に影響が大きい ものを計上	道路公社	S62～R29	現時点では更なる 負担は見込まれない	+ α	—
		港湾 特別会計	H1～R10	現時点では事業の 採算性が確保されて いる		—
		まちづくり 会計	R5～	760	- α	430 ^(※2)
				合 計		1,335

(※1) 税収の急減・災害等の発生(870億円)

- 税収の急減(540億円)
過去20年間の最大の税収の減収幅(2,171億円)のうち、
交付税措置で補完できない25%相当分を算入。
- 災害等の発生(330億円)
国の制度が示されるまでの間に、新型コロナウイルス感染症
対策として予算計上した額を参考に算入。

※内閣府試算で想定されている過去投影ケースにおける消費者物価上昇率を反映

積立目標額

1,400

(※2) まちづくり会計(430億円)

- 保有地に係る起債償還額の財政負担分(760億円)を想定されるリスクに
算入。そのうち、土地売却に関わらず、現時点で、財政負担が見込まれ
る取得価格と評価額の差(330億円)は、中長期試算に織り込み済み。

15. 大阪府財政運営基本条例の概要

健全で規律ある財政運営を行うことにより、府民福祉の維持向上を図ることを目的として、財政運営の基本ルールを定めた「大阪府財政運営基本条例」を平成24年2月10日に施行しました。

1 規律の確保

- 収入の範囲内で予算を組む
 - ・ 新規施策実施時には、安定的な財源確保に努める
 - ・ 適切な府債発行
 - ・ 反復・継続的な単年度貸付の禁止
 - ・ 基金からの借入れ禁止を明確化
- 財政のリスクマネジメント
 - ・ 環境変化に伴う事業の見直し・撤退への適切な対応
 - ・ 将来負担につながる新たな損失補償等の原則禁止
- 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担
 - ・ 他の当事者との適切な役割分担・費用負担
 - ・ 国の制度・施策に対する適正な費用負担等に向けた必要な提言
 - ・ 使用料・手数料など受益者による適正負担 など

条例に沿った具体的な対応

- ☞ 新規事業の財政リスクを点検し、その結果を公表
- ☞ 損失補償・債務保証の内容、必要性を点検し、その結果を公表

2 計画性の確保

- 中長期の財政状況の試算・公表
 - ・ 予算審議や計画的な財政運営のため、10年以上の中長期試算を公表
- 府独自の財政指標を公表
- 減債基金・財政調整基金への計画的な積立て
 - ・ 減債基金への計画的な積立て
 - ・ 財政の環境変化に備え、財政調整基金に新たな積立目標額等を設定
 - ・ 決算剰余金を財政調整基金に編入
- 庁内で財政の現状・目標について認識を共有

条例に沿った具体的な対応

- ☞ 中長期試算を公表
- ☞ 財政評価指標を公表
- ☞ 財政調整基金積立目標額(R15末：1,400億円)を議会に報告・公表

3 透明性の確保

- 予算編成過程など財政情報の積極的な公表
- 将来の財政リスクの把握と公表
- 新公会計に基づく財務諸表の公表

条例に沿った具体的な対応

- ☞ 予算編成過程、点検・試算結果や指標等を公表

Ⅱ 令和7年度予算の概要

1. 令和7年度当初予算のあらまし

【1】編成方針

府財政は、堅調な大阪経済を背景に、府税収入は過去最大と見込むものの、主たる税収である法人二税の景気による変動に加え、人件費や社会保障関係経費の増加、金利上昇の傾向があるため、引き続き財政規律を堅持する必要がある。

このため、今回の予算編成においては、「府政運営の基本方針2025」に基づき、2025年大阪・関西万博の成功に向けた取組や、新・成長戦略「Beyond EXPO 2025」の検討状況を踏まえ、速やかに着手する必要がある大阪の持続的な成長・発展のための取組に限られた財源を重点配分しました。

【2】予算規模

		単位: 億円、%			
区 分	R 6 当 初	R 7 当 初	増 減 額	前 年 度 比	
一 般 会 計	31,972	32,714	742	102.3	
特 別 会 計	28,903	31,107	2,204	107.6	
計	60,875	63,820	2,946	104.8	

○全体の特徴

- 府税収入は企業業績の堅調な推移と雇用・所得環境の改善などにより増加し、当初予算ベースで過去最大
- 府税収入の増加による税関連蔵出の増加に加え、人件費や社会保障関係経費などの義務的支出が増加
- その結果、収支均衡のための財政調整基金の取崩額は、前年度から減少

(一般会計予算規模における増減の主な理由)

- ・市町村への地方消費税交付金などの税関連蔵出の増(+538億円)
- ・給与改定の実施などによる人件費の増(+141億円)
- ・支出が義務付けられている社会保障関係経費の自然増などによる増(+466億円)
- ・万博推進局運営費負担金の減(▲227億円)

(特別会計予算規模における増減の主な理由)

- ・府債の元金償還等の増加などによる公債管理特別会計の予算規模の増(+1,265億円)
- ・地方消費税の増に伴う地方消費税清算特別会計の予算規模の増(+1,175億円)

○一般歳出ベース: 2兆5,440億円、前年度当初比 100.4%、91億円の増。

(公債費、税関連蔵出、基金への積立金を除く歳出合計)

○義務的支出: 2兆1,108億円、前年度当初比 106.4%、1,262億円の増。

(人件費、公債費、税関連蔵出、社会保障関係経費(義務的経費)の合計)

・一般会計当初予算の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		R7
								当初	補正後	
歳出総額 (調整前)	26,393 (30,866)	25,543	25,983	26,368	35,086	37,798	36,421	31,972	32,573	32,714
一般歳出	19,803	19,513	20,098	19,841	28,240	31,060	29,573	25,349	24,592	25,440

* H29年度以前の歳出総額は、地方消費税清算特別会計の設置(平成30年4月)に伴い、関連予算を調整した後の数値。

【3】一般会計の内訳

1 歳 出

○人 件 費: 7,237億円(前年度当初比 102.0%、+141億円)

給与改定の実施による増加などにより、141億円の増。

		令和7年度		対前年度比	
・条約定数 (一般会計)	知事部局	7,250 人	0 人		
	教育庁(小・中高学校教育職員等)	44,138 人	+ 530 人		
	公安委員会(警察職員)	23,303 人	+ 11 人		
	その他	194 人	0 人		
	計	74,885 人	+ 541 人		

・人件費の推移

	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6		R7 当初
								当初	補正後	
人 件 費	6,793	6,726	6,736	6,671	6,600	6,764	6,591	7,095	7,145	7,237
給 料 等	6,285	6,222	6,269	6,231	6,186	6,355	6,412	6,740	6,776	7,030
退職手当	508	504	467	440	415	409	179	356	369	207

<参考>令和6年度の主な給与改定について

1 給料表の改定(3.3%)	【実施時期: 令和6年4月1日】
2 期末勤勉手当を0.1月分引上げ	【実施時期: 令和6年6月期・12月期】

○公 債 費：3,337億円(前年度当初比 103.6%、+117億円)

最終償還を迎える府債の元利償還や、府債の満期一括償還に備える積立金の増加などにより、117億円の増。

・公債費、府債残高の推移(一般会計)

	単位:億円									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		R7
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	当初	補正後	当初
公 債 費	3,128	3,159	3,260	3,237	3,320	3,376	3,316	3,220	3,395	3,337
(参考)府債残高	53,661	53,626	53,575	54,042	55,546	54,014	52,832	51,758	51,151	48,939

*府債残高は、臨時財政対策債等を含む数値。

○建設事業費：1,848億円(前年度当初比 93.4%、▲131億円)

大阪の成長を実現する新たなインフラ整備など、府にとって必要性・緊急性が高い事業について、計画的に整備を推進。
モノレール道整備にかかる国庫補助事業が増加する一方で、大阪公立大学新キャンパス整備関連事業の進捗による減少などにより、131億円の減。

・建設事業費の推移

	単位:億円									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		R7
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	当初	補正後	当初
建設事業費	1,513	1,592	1,519	1,469	1,567	1,604	1,675	1,979	1,859	1,848
補 助	855	902	886	971	996	883	904	888	894	901
うち国直	58	73	84	106	112	85	87	94	94	76
単 独	658	690	634	497	571	721	772	1,091	965	947

令和7年度当初予算のあらまし

○一般施策経費：1兆6,470億円(前年度当初比 100.5%、+77億円)

・歳務経費(扶助費) 中小企業向け制度融資預託金の減少があるものの、支出が義務付けられて
いる社会保障関係経費の増加などにより、77億円の増。

・一般施策経費の推移

	単位:億円									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		R7
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	当初	補正後	当初
一般施策経費	10,864	10,551	10,672	22,242	30,691	23,082	17,482	16,393	16,584	16,470
うち貸付金	2,661	2,483	2,278	8,730	7,729	7,085	6,134	6,095	5,158	5,354
うち補助金等	6,144	5,770	6,039	10,976	18,076	11,699	8,130	7,763	8,086	8,440

＜主なもの＞

	R7当初
・中小企業向け制度融資預託金	5,331 億円
・国保・後期高齢者医療関係費	2,396 億円
・介護給付費負担金	1,263 億円
・私学関係助成	977 億円
・障がい者自立支援給付費等負担金	937 億円
・施設型給付費等負担金	626 億円
・児童福祉施設事業費	414 億円
・GIGAスクール構想加速化基金事業	207 億円
・地域医療介護総合確保基金事業	205 億円
・児童手当給付費	171 億円

＜増減の大きいもの＞ R6当初～R7当初

	(補助金等(社会保障関係経費))	(貸付金)
・障がい者自立支援給付費等負担金	+150 億円	・中小企業向け制度融資預託金
・児童福祉施設事業費	+79 億円	▲738 億円
・施設型給付費等負担金	+92 億円	(その他)
・介護給付費負担金	+61 億円	・子ども食料支援事業費
・後期高齢者医療給付費負担金	+44 億円	・2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業費
		+25 億円
		+16 億円

(補助金等(その他))

・GIGAスクール構想加速化基金事業	+191 億円
・選挙執行費(参議院議員)・国勢調査等調査費	+89 億円
・私立高等学校等生徒授業料支援補助金	+57 億円
・生産性向上・職場環境整備等事業費	+45 億円
・福祉施設、児童館、私立学校等への光熱費等支援	+43 億円
・万博推進局運営費負担金	▲227 億円

＜参考＞

- 2025 年大阪・関西万博の成功に向けた取組や、新・成長戦略「Beyond EXPO 2025」の検討状況を踏まえ、速やかに着手する必要がある大阪の持続的な成長・発展のための取組：1 0 8 億円
- 宿泊税を活用した取組：6 2 億円 ※上記万博の成功と大阪の成長に向けた取組に一部含む

令和7年度当初予算における社会保障関係経費の状況

＜社会保障関係経費の内訳＞

・社会保障関係経費（一般財源ベース）は、前年度当初比で 107.8%、508 億円の増。

科目等		R6 当初		R7 当初		増 減	
		総 額	一般財源	総 額	一般財源	総 額	一般財源
福 祉 費	社会福祉費 重層的支援体制整備事業交付金など	74 (37)	57 (35)	97 (46)	76 (46)	23 (9)	21 (9)
	障がい者福祉費 障がい者自立支援給付費等負担金や自立支援給付費（要介護費）給付費など	1,008 (862)	996 (859)	1,150 (1,014)	1,137 (1,011)	142 (152)	141 (152)
	高齢者福祉費 介護給付費負担金や低所得者保険料軽減負担金など	1,455 (1,304)	1,338 (1,304)	1,508 (1,355)	1,391 (1,354)	53 (50)	53 (50)
	児童福祉費 保育所等にかかると施設型給付費等負担金や児童福祉施設事業費など	1,303 (1,046)	1,156 (963)	1,458 (1,192)	1,326 (1,099)	155 (146)	170 (136)
	生活保護費 生活保護給付費など	46 (45)	25 (25)	46 (45)	26 (26)	0 (0)	1 (1)
	健康医療費 公衆衛生費等 措置入院及び通院医療費、療育対策費など	765 (359)	363 (180)	671 (390)	416 (196)	▲94 (31)	53 (16)
健康医療費	医薬費 後期高齢者医療給付費負担金や国民健康保険差額定率事業負担金など	2,604 (2,403)	2,426 (2,368)	2,716 (2,412)	2,444 (2,396)	112 (9)	17 (10)
	教育費 文教諸費等 私立幼稚園等にかかる施設型給付費等負担金や私立専門学校授業料等減免事業費など	192 (192)	164 (164)	259 (259)	215 (215)	67 (67)	52 (52)
合 計		7,447 (6,247)	6,524 (5,917)	7,905 (6,713)	7,032 (6,343)	458 (466)	508 (426)

※（ ）内は、法令等によって支出が義務付けられている経費の額。

※上表の数値は職員人件費を含む。

※公衆衛生費等は、保健衛生費、保健所費を含む。

※文教諸費等は、文教諸費及び大学費のうち、消費税率引上げによる幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化にかかる経費（国庫交付金）の額。

＜地方消費増税分と社会保障関係経費＞

・地方消費税率引上げによる増収額(1,245 億円)は、全額を社会保障関係経費(7,032 億円)の財源として活用。

	単位:億円		
	R6 当初	R7 当初	増減
【歳入】 地方消費税のうち社会保障財源相当額(市町村への交付金を除く)	1,251	1,245	▲6
【歳出】 社会保障関係経費(一般財源ベース)	6,524	7,032	508

2 歳 入

○ 府税収入

・令和7年度見込み 1兆6,283億円（前年度当初比 111.5% +1,674億円）
 ・実質収 1兆4,290億円（前年度当初比 110.0% +1,301億円）

*雇用・所得環境の改善や定額減税の影響がなくなることから、個人府民税が増収。

また、企業業績が堅調に推移していることで法人二税が増収となることに加え、物価高や円安による地方消費税の増収、宿泊税制度の改正による宿泊税の増収などにより、全体では令和6年度当初予算と比べ増収。

個人府民税 3,544億円（前年度当初比 119.0% +567億円）
 法人二税 5,649億円（前年度当初比 110.8% +551億円）
 地方消費税 4,773億円（前年度当初比 106.8% +305億円）
 宿泊税 73億円（前年度当初比 271.8% +46億円）

・府税収入の推移

	H2 決算	H19 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6		R7 当初
								当初	補正後	
府税収入	14,731	13,425	13,039	12,813	13,960	14,521	14,812	14,608	15,827	16,283
実質収	13,510	11,591	12,359	11,347	12,285	13,052	13,246	12,990	14,181	14,290
法人二税	7,982	5,667	4,702	4,103	4,565	4,946	5,088	5,097	5,503	5,649

※平成 29 年度以前の府税収入は、地方消費税清算特別会計の設置(平成 30 年 4 月)に伴い、関連予算を調整した後の数値。

※実質収額は、(府税+歳入税+精算金収入)－(税関連の市町村交付金、精算金支出、還付金等)。

※法人二税のピークは、平成元年度(8,352億円)。

○ 地方譲与税: 1,827億円（前年度当初比 109.9%、+164億円）

・うち特別法人事業譲与税: 1,790億円(前年度当初比 110.3%、+167億円)

○ 地方交付税: 3,367億円（前年度当初比 105.6%、+180億円）

・令和7年度地方財政計画により、臨時財政対策債の発行額はゼロ

・地方交付税の推移

	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6		R7 当初
								当初	補正後	
地方交付税	2,448	2,360	2,478	2,594	3,804	3,121	3,400	3,187	3,669	3,367
臨時財政対策債	[1,515]	[1,532]	[1,389]	[1,386]	[2,800]	[409]	[667]	[310]	[297]	[0]
	[3,962]	[3,892]	[3,867]	[3,980]	[6,604]	[3,530]	[4,067]	[3,497]	[3,966]	[3,367]

※（ ）内は、臨時財政対策債を加算した数値。

令和7年度当初予算のあらまし

○ 府 債 : 1,101億円(前年度当初比 72.6%、▲415億円)

通常債^(※)や行政改革推進債の減少に加え、
臨時財政対策債の発行額がゼロとなり、府債は415億円の減。

(※)地方財政法第5条に基づき公共施設又は公用施設の建設事業費等の財源に充当する
地方債。

・通常債	1,013億円	(前年度当初比	92.2%	▲86億円)
・行政改革推進債	88億円	(前年度当初比	81.8%	▲20億円)
・臨時財政対策債	0円	(前年度当初比	皆減	▲310億円)

⇒ 臨時財政対策債等を除いた府債残高は、平成19年度以降減少。また、全会計の府債残高も前年度に比べて減少。

・府債発行額の推移

	単位:億円									
	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 当初 補正後		R7 当初
一般会計 府債発行額	2,404	2,413	2,314	3,087	3,682	1,132	1,331	1,516	1,266	1,101
一般会計 府債残高	53,661	53,626	53,575	54,042	55,546	54,014	52,832	51,758	51,151	48,939
全会計残高	61,731	61,402	61,065	61,374	62,741	61,038	59,182	58,000	57,345	54,900
・為替調整等残高	[32,661]	[33,089]	[33,244]	[33,898]	[35,550]	[34,590]	[33,596]	[32,292]	[32,295]	[30,515]
・うちその他残高	[29,069]	[28,313]	[27,822]	[27,476]	[27,190]	[26,447]	[25,585]	[25,679]	[25,050]	[24,385]

※臨時債等とは、臨時財政対策債、減税補填債、減収補填債及び臨時税収補填債。

○その他歳入 : 7,527億円(前年度当初比 89.2%、▲916億円)

中小企業向け制度融資預託金の減による貸付金元利収入の減少や財政調整
基金繰入金の減少などにより、その他歳入は916億円の減。

・貸付金元利収入	5,390億円	(前年度当初比	88.0%	▲738億円)
・財政調整基金繰入金 (交付税精算対応分)	503億円	(前年度当初比	82.6%	▲106億円)

○財政調整基金 : 520億円 (前年度当初比 76.5%、▲160億円)

の取崩し 社会保障関係経費や人件費の増加があるものの、実質収収の増加などにより、財政調整基金の取崩しは、160億円の減。

・財政調整基金残高の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	6 (434)	78 (1,256)	784 (1,385)	711 (1,438)	1,037 (1,500)	1,039 (1,612)	843 (1,602)	544 (1,479)	584 (1,475)	1,117 (1,489)

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1,148 (1,562)	1,043 (1,706)	507 (2,037)	1,244 (2,171)	1,619 (2,262)	1,583 (2,266)	1,746

※上段は当初見込み、下段は令和5年度までは決算額、令和6年度は6号補正後見込み。

※上記残高には、地方交付税算定における精算制度等への対応のための一時的な積立分を含まない。

(参考)財政調整基金の積立て・取崩しについて

	単位:億円		
	取崩額	積立額	残 高
◆ 令和6年度当初予算編成	680		1,583
◇ 令和5年度決算取崩し (歳終取崩しなし→決算取崩しなし)	0		1,583
◇ 令和5年度決算剰余金の繰入		133	1,716
◆ 令和6年度1号～5号補正	161		1,554
◆ 令和6年度6号補正 (取崩額 現計 841 億円→最終 130 億円)	▲711		2,266
□ 令和7年度当初予算編成	520		1,746

<参考>地方交付税算定における精算制度への対応

普通交付税のうち、国の地方財政計画における国税・地方税見込みと府税等の実績との乖離により生じた増収分については、翌年度以降の普通交付税算定において是正(精算)されることから、当年度の歳入のうち必要な額を財政調整基金に積み立て、年度間の財政調整を行う。

令和7年度当初予算【計数表】

1 歳 出

(1)性質別内訳

単位:百万円、%

区 分	R6当初	構成比	R7当初	構成比	増 減 額	前年度比
義務 的 経 費	1,096,167	34.3	1,124,155	34.4	27,988	102.6
人 件 費	709,519	22.2	723,665	22.1	14,146	102.0
扶 助 費	64,667	2.0	66,823	2.0	2,156	103.3
公 債 費	321,981	10.1	333,667	10.2	11,686	103.6
税 関 連 歳 出	328,432	10.3	382,223	11.7	53,790	116.4
建 設 事 業 費	197,919	6.2	184,827	5.6	▲ 13,092	93.4
国 庫 補 助	88,818	2.8	90,145	2.8	1,327	101.5
単 独 費	109,101	3.4	94,682	2.9	▲ 14,419	86.8
一 般 施 策 経 費	1,574,633	49.2	1,580,157	48.3	5,524	100.4
貸 付 金	609,457	19.0	535,396	16.4	▲ 74,061	87.8
補 助 金 等	776,295	24.3	844,031	25.8	67,736	108.7
積 立 金	11,815	0.4	11,491	0.4	▲ 324	97.3
そ の 他	177,066	5.5	189,239	5.8	12,174	106.9
合 計	3,197,152	100.0	3,271,363	100.0	74,210	102.3
う ち 一 般 歳 出	2,534,923	79.3	2,543,981	77.8	9,058	100.4
うち義務的支出(＊)	1,984,611	62.1	2,110,831	64.5	126,220	106.4

＊ 人件費、公債費、税関連歳出、社会保険関係経費(義務的経費)の合計

(2)目的別内訳

単位:百万円、%

目 的 別	R6当初	構成比	R7当初	構成比	増 減 額	前年度比
議 会 費	2,385	0.1	2,413	0.1	28	101.2
総 務 費	130,377	4.1	120,941	3.7	▲ 9,437	92.8
福 祉 費	400,402	12.5	438,875	13.4	38,473	109.6
健康 医 療 費	346,061	10.8	347,489	10.6	1,428	100.4
商 工 労 働 費	632,536	19.8	558,370	17.1	▲ 74,166	88.3
環境 農 林 水 産 費	22,595	0.7	21,001	0.6	▲ 1,594	92.9
都 市 整 備 費	139,756	4.4	156,371	4.8	16,615	111.9
都 市 計 画 費	6,413	0.2	3,198	0.1	▲ 3,215	49.9
警 察 費	289,937	9.0	303,488	9.3	13,551	104.7
教 育 費	609,890	19.1	633,078	19.3	23,188	103.8
そ の 他	616,800	19.3	686,138	21.0	69,338	111.2
合 計	3,197,152	100.0	3,271,363	100.0	74,210	102.3

(3)部局別内訳

令和7年度当初予算のあらまし

単位:百万円、%

部 局 名	R6当初	構成比	R7当初	構成比	増 減 額	前年度比
副 首 都 推 進 局	45,617	1.4	24,375	0.7	▲ 21,242	53.4
政 策 企 画 部	9,505	0.3	12,451	0.4	2,946	131.0
万 博 推 進 局	34,191	1.1	11,506	0.4	▲ 22,684	33.7
総 務 部	22,297	0.7	31,455	1.0	9,158	141.1
財 務 部	671,445	21.0	740,091	22.6	68,645	110.2
ス マ ー ト シ テ ィ 戦 略 部	1,369	0.0	1,486	0.0	117	106.5
府 民 文 化 部	9,845	0.3	12,394	0.4	2,550	125.9
I R 推 進 局	656	0.0	602	0.0	▲ 54	91.8
福 祉 部	399,382	12.5	437,451	13.4	38,068	109.5
健 康 医 療 部	346,061	10.8	347,489	10.6	1,428	100.4
商 工 労 働 部	632,536	19.8	558,370	17.1	▲ 74,166	88.3
環 境 農 林 水 産 部	22,689	0.7	21,067	0.6	▲ 1,623	92.8
都 市 整 備 部	135,122	4.2	151,393	4.6	16,271	112.0
大 阪 都 市 計 画 局	6,413	0.2	3,198	0.1	▲ 3,215	49.9
大 阪 港 湾 局	5,444	0.2	5,475	0.2	30	100.6
公 安 委 員 会	289,937	9.1	303,488	9.3	13,551	104.7
教 育 庁	564,641	17.7	609,072	18.6	44,431	107.9
合 計	3,197,152	100.0	3,271,363	100.0	74,210	102.3

【参考】部局別フルコスト予算の内訳

新公会計制度の導入を踏まえ、下記のとおり職員費や公債費を含むフルコスト予算(事業費+職員費+公債費)を整理

単位:百万円、%

部 局 名	R6当初	構成比	R7当初	構成比	増 減 額	前年度比
副 首 都 推 進 局	48,429	1.5	26,779	0.8	▲ 21,650	55.3
政 策 企 画 部	11,228	0.4	15,178	0.5	3,951	135.2
万 博 推 進 局	34,191	1.1	11,506	0.4	▲ 22,684	33.7
総 務 部	25,526	0.8	33,433	1.0	7,907	131.0
財 務 部	530,153	16.6	585,051	17.9	54,899	110.4
ス マ ー ト シ テ ィ 戦 略 部	1,369	0.0	1,486	0.0	117	106.5
府 民 文 化 部	12,114	0.4	14,087	0.4	1,974	116.3
I R 推 進 局	656	0.0	602	0.0	▲ 54	91.8
福 祉 部	401,708	12.6	439,764	13.5	38,056	109.5
健 康 医 療 部	355,293	11.1	355,266	10.9	▲ 26	100.0
商 工 労 働 部	635,803	19.9	561,327	17.2	▲ 74,476	88.3
環 境 農 林 水 産 部	25,102	0.8	24,018	0.7	▲ 1,084	95.7
都 市 整 備 部	228,207	7.1	261,161	8.0	32,954	114.4
大 阪 都 市 計 画 局	7,448	0.2	4,350	0.1	▲ 3,098	58.4
大 阪 港 湾 局	7,613	0.2	7,663	0.2	50	100.7
公 安 委 員 会	296,850	9.3	310,964	9.5	14,114	104.8
教 育 庁	575,464	18.0	618,727	18.9	43,263	107.5
合 計	3,197,152	100.0	3,271,363	100.0	74,210	102.3

単位:百万円、%

区 分		R6当初	構成比	R7当初	構成比	増 減 額	前年度比
府	税	1,460,824	45.7	1,628,262	49.8	167,438	111.5
【 実 質 税 収 】		【1,296,954】		【1,429,036】		【130,082】	【110.0】
個 人 府 民 税		297,668	9.3	354,355	10.8	56,687	119.0
法 人 二 税		509,735	15.9	564,859	17.3	55,124	110.8
地 方 消 費 税		446,802	14.0	477,305	14.6	30,503	106.8
そ の 他 の 税		206,619	6.5	231,743	7.1	25,124	112.2
地 方 譲 与 税		166,258	5.2	182,690	5.6	16,432	109.9
特別法人事業譲与税		162,285	5.1	179,023	5.5	16,738	110.3
地方特例交付金		24,000	0.8	4,000	0.1	▲ 20,000	16.7
地 方 交 付 税		318,700	10.0	336,700	10.3	18,000	105.6
国 庫 支 出 金		231,476	7.2	256,949	7.8	25,473	111.0
府 債		151,620	4.7	110,090	3.4	▲ 41,530	72.6
通 常 債		109,822	3.4	101,257	3.1	▲ 8,565	92.2
臨時財政対策債		31,000	1.0	0	0.0	▲ 31,000	皆減
行政改革推進債		10,798	0.3	8,833	0.3	▲ 1,965	81.8
そ の 他		844,274	26.4	752,671	23.0	▲ 91,603	89.2
貸付金元利収入		612,870	19.2	539,029	16.5	▲ 73,841	88.0
財政調整基金		128,834	4.0	102,318	3.1	▲ 26,516	79.4
そ の 他		102,571	3.2	111,325	3.4	8,754	108.5
合 計		3,197,152	100.0	3,271,363	100.0	74,210	102.3
財政調整基金除く		3,068,318	96.0	3,169,044	96.9	100,726	103.3
うち一般財源（＊）		2,027,906	63.4	2,176,148	66.5	148,242	107.3

* 地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税など使途が特定されない財源。

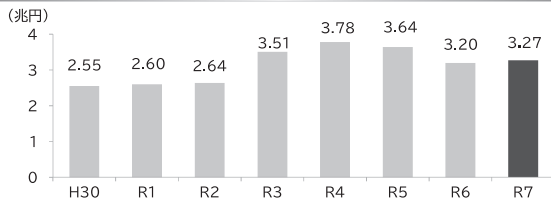
令和 7 年度当初予算額

令和 7 年度当初予算のあらまし

- 堅調な大阪経済（実質成長率は3.2%と全国以上、府内総生産(名目)は43兆円と過去最高など）を背景に、府税収入は過去最大と見込む
- 主たる税収である法人二税の景気による変動に加え、人件費や社会保障関係経費の増加、金利上昇の傾向があるため、引き続き財政規律を堅持する必要がある
- こうした考えに基づき、万博の成功に向けた取組や、新・成長戦略「Beyond EXPO 2025」の検討状況を踏まえ、大阪の持続的な成長・発展に向けた取組に重点化した

当初予算	令和6年度	令和7年度	増減額	前年度比
一般会計	3兆 1,972 億円	3兆 2,714 億円	+ 742 億円	+ 2.3%
特別会計	2兆 8,903 億円	3兆 1,107 億円	+ 2,204 億円	+ 7.6%

当初予算額（一般会計）の推移



※当初予算額（一般会計）は地方消費税清算後ベース

主な増減要因(一般会計)

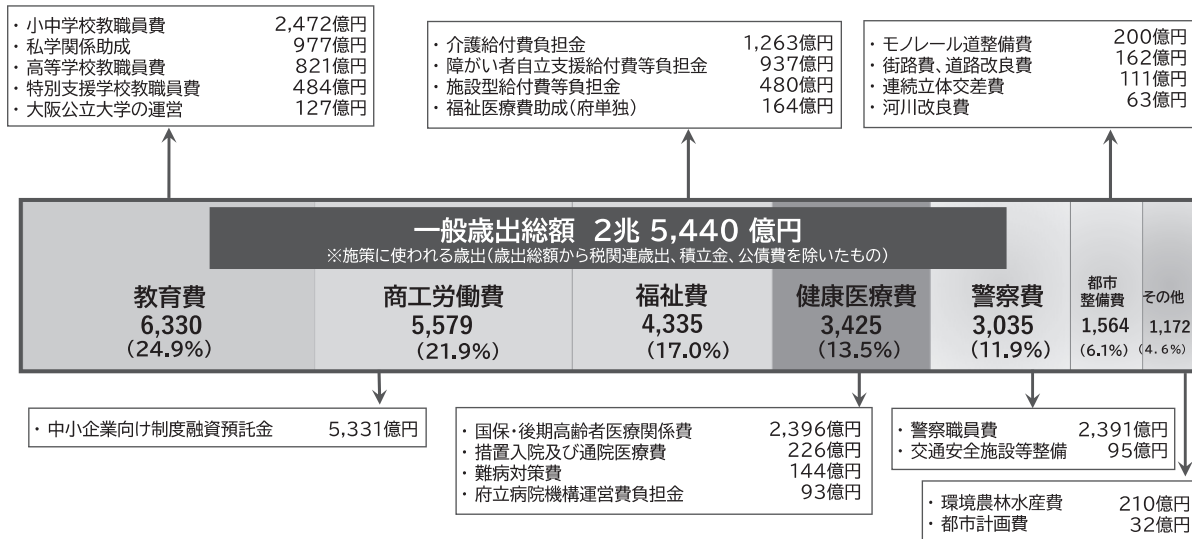
- 税関連歳出の増（市町村への地方消費税交付金等） + 538億円
- 社会保障関係経費 + 466億円
- 給与改定の実施などによる人件費の増 + 141億円

主な増減要因(特別会計)

- 公債管理特別会計及び地方消費税清算特別会計（元金償還等の増） + 2,440億円

一般歳出の内訳

令和7年度当初予算のあらまし



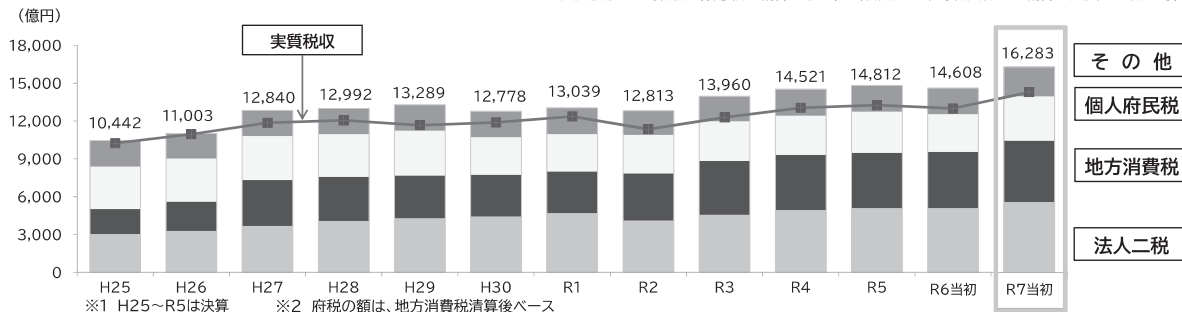
府 税 収 入 の 動 向

令和7年度当初予算のあらまし

- 府税収入は企業業績の堅調な推移と雇用・所得環境の改善などにより増加し、当初予算ベースで過去最大

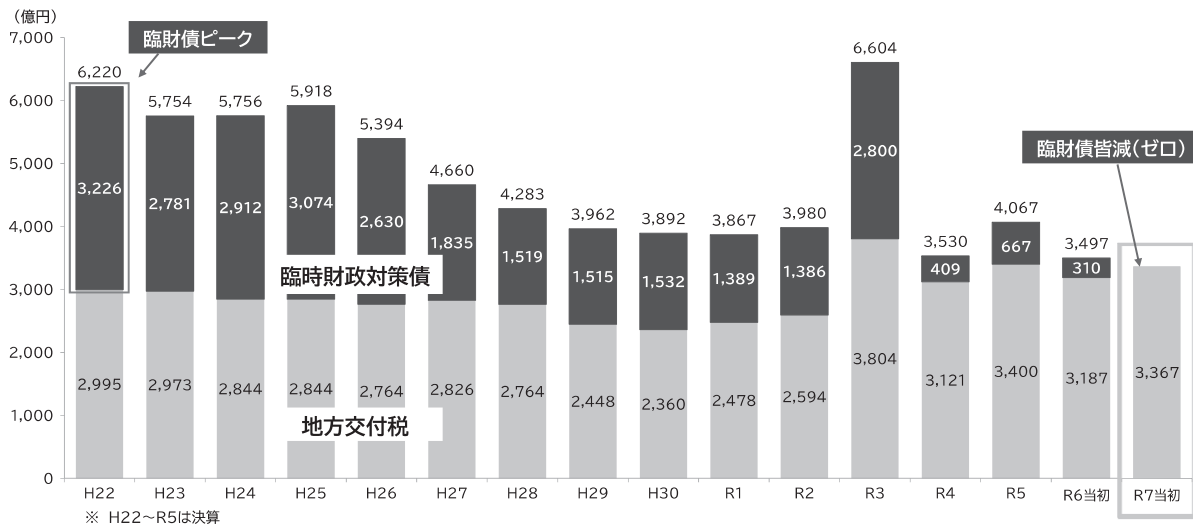
	R5決算	R6当初	R7当初	増減
府 税	1兆 4,812 億円	1兆 4,608 億円	1兆 6,283 億円	+ 1,674 億円
実質税收	1兆 3,246 億円	1兆 2,990 億円	1兆 4,290 億円	+ 1,301 億円 (+10.0%)

※ 実質税收は、(府税+譲与税+精算金収入)-(税関連の市町村交付金、精算金支出、還付金等)



地方交付税及び臨時財政対策債の状況

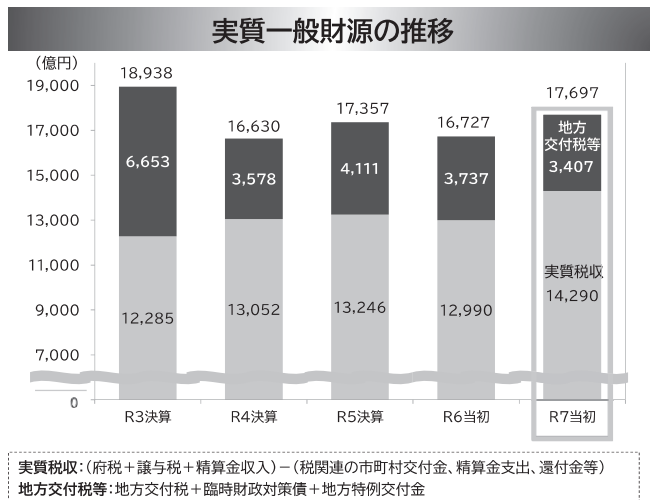
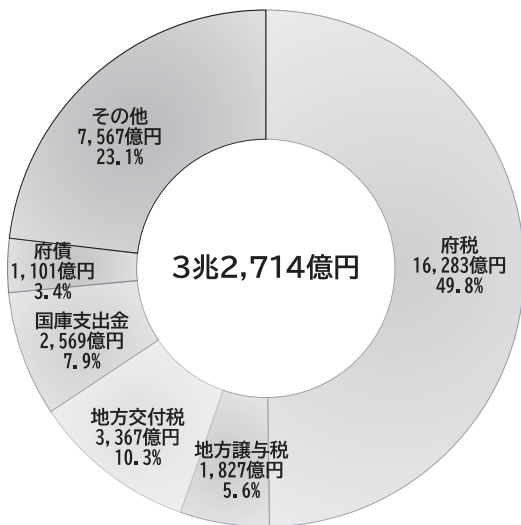
- 府税収入の増加により、地方交付税・臨時財政対策債の総額は減少
- 臨時財政対策債は新規発行額ゼロ



歳入の内訳

令和7年度当初予算のあらまし

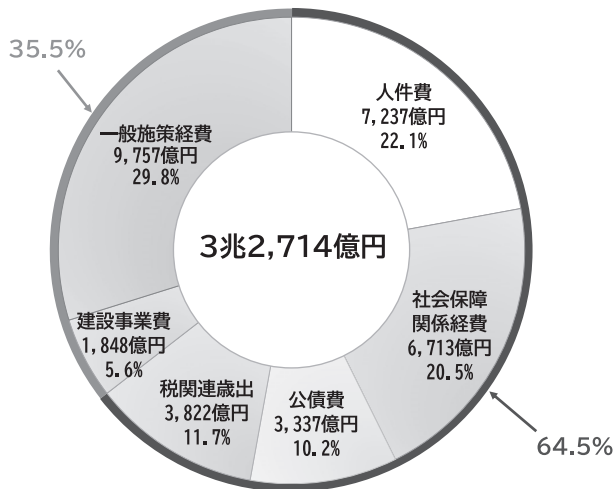
- 実質税收の増加の影響により、実質一般財源（実質税收＋地方交付税等）は増加



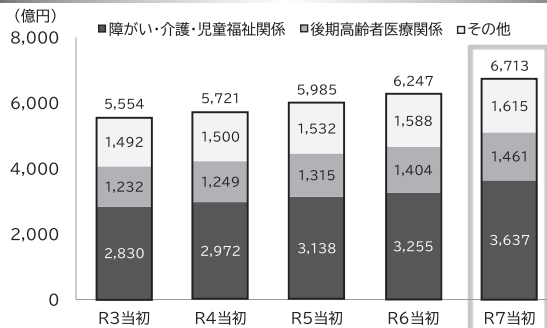
歳出(性質別)の内訳

令和7年度当初予算のあらまし

- 義務的経費(人件費、社会保障関係経費、公債費)及び税関連歳出が歳出全体の6割以上を占める状況
- 後期高齢者医療費や各種福祉関係の給付費などの増により、社会保障関係経費が増加
- 一般施策経費・建設事業費は約4割を占め、大阪の成長・発展に資する事業に重点的に投資



社会保障関係経費の推移



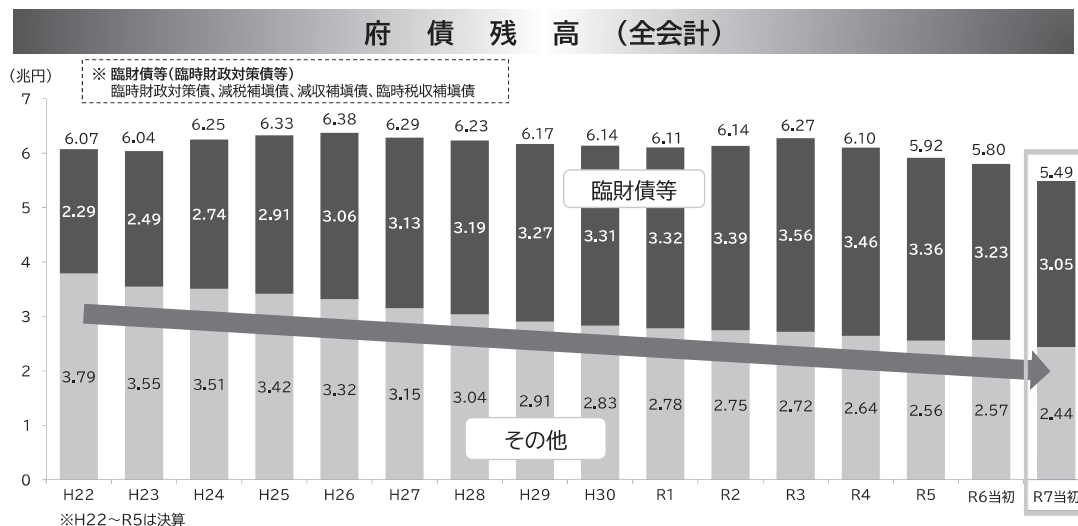
社会保障関係経費の主な増要因

- 障がい・介護・児童福祉関係：定期的に実施される福祉サービスの報酬改定や近年の処遇改善(単価の増)。加えて、サービス供給量が増加傾向(利用者の増)。
- 後期高齢者医療関係：R4からR6にかけて団塊の世代が順次75歳となり、R7以降は団塊の世代すべてが後期高齢者医療制度の対象(利用者の増)。

府債の動向

令和7年度当初予算のあらまし

- 府債残高（全会計）は前年度と比べ減少
- 臨財債等を除く府債残高は、平成19年度以降減少

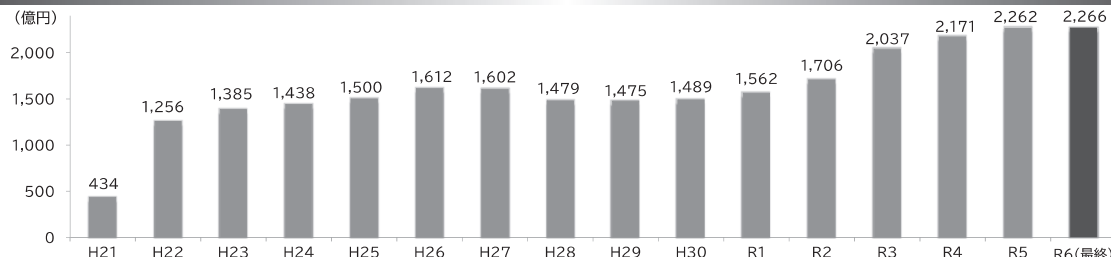


財政調整基金の状況

- 社会保障関係経費や人件費の増加があるものの、実質税収の増加などにより、財政調整基金の取崩しは減少



財政調整基金残高(年度末)の推移



※1 H21～R5は決算 ※2 地方交付税算定における精算制度等への対応のための一時的な積立分を含まない